

筑波大学における 知的財産権の取扱い

第三版



平成22年2月

筑波大学産学連携本部

筑波大学における知的財産権の取扱い

目次

I. 基本的考え方	2
1. 本学における社会貢献の考え方 知的財産の位置づけ	2
2. 知的財産ポリシーの対象者	2
II. 研究成果に関する取扱いと 権利の帰属及び承継	3
1. 知的財産の範囲	3
2. 特許権等の権利の帰属及び承継等	3
3. 特許権等の実施	7
III. その他	8
☆共同研究及び受託研究に伴う権利 の帰属と実施許諾等	8
☆産学連携本部の設置	8
知的財産権の取扱いに関するQ&A	9
(参考)	
1. 知財管理に関する学内ルール	
筑波大学知的財産ポリシー	12
国立大学法人筑波大学知的財産規則	15
国立大学法人筑波大学職務発明規程	17
譲渡証書(様式)	20
発明等届出(様式)	21
国立大学法人筑波大学知的財産権返 還契約細則	26
職務発明に係る知的財産権の発明者 への返還に際する契約書(様式)	27
審査請求を行わないことに伴う職務 発明に係る知的財産権の発明者へ の返還に際する契約書(様式)	28
知的財産権返還契約回答書(様式)	29
特許の出願及び権利登録後の権利維 持要否の判断基準並びに手続きに ついて	30
職務発明の学内での発表時における 留意点について(通知)	33
2. 知財の実施に関する学内ルール	
国立大学法人筑波大学研究ライセン ス取扱規程	35
研究ライセンス供与申込書(様式)	37
研究ライセンス供与承諾書(様式)	38
研究ライセンス供与報告書(様式)	39
国立大学法人筑波大学リサーチツ ール特許取扱規程	40
リサーチツール特許に関する研究ラ イセンス供与申込書(研究試料の 提供を伴う場合)(様式)	41
リサーチツール特許に関する研究ラ イセンス供与申込書(研究試料の 提供を伴わない場合)(様式)	42
リサーチツール特許に関する研究ラ イセンス供与契約書(研究試料の 提供を伴う場合)(様式)	43
リサーチツール特許に関する研究ラ イセンス供与契約書(研究試料の 提供を伴わない場合)(様式)	44
3. 学内組織に関するルール	
産学連携本部規程	45
4. その他	
国立大学法人筑波大学秘密保持に 関する指針	48
秘密保持契約書(片務契約)(様式例)	50
秘密保持契約書(双務契約)(様式例)	51
誓約書(雇用契約のない大学院生 等の場合)(様式例)	52
各種相談連絡先	53

はじめに

大学が社会からの多様な要請に応じて研究成果の移転を図っていくためには、基本的に知的財産の大学への帰属と管理の一元化が必要です。このような考え方にに基づき、筑波大学は、平成16年4月の法人化を契機に、知的財産の効率的かつ効果的な管理及び活用を図ることを目指して検討を重ねてきました。本誌は、平成16年10月に、知的財産の組織帰属・管理の原則を始め知的財産に関する基本的な方針を定めたのを機会に、学内の教職員や学生等の方々に広く理解を得られるよう作成したものです。

その後、本学の知的財産関連規則等の一部修正が行われ、あるいは新たに制定されたものも生じ、さらに平成21年4月から、新たに産学連携本部を設置しましたので、このたびこれらを収載した改訂版の第三版を作成することとしました。

知的財産に関する様々な疑問が生じたときに活用していただければ幸いです。

平成22年2月

産学連携本部長
(筑波大学研究担当副学長)
赤平 昌文



平成22年2月

筑波大学産学連携本部

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

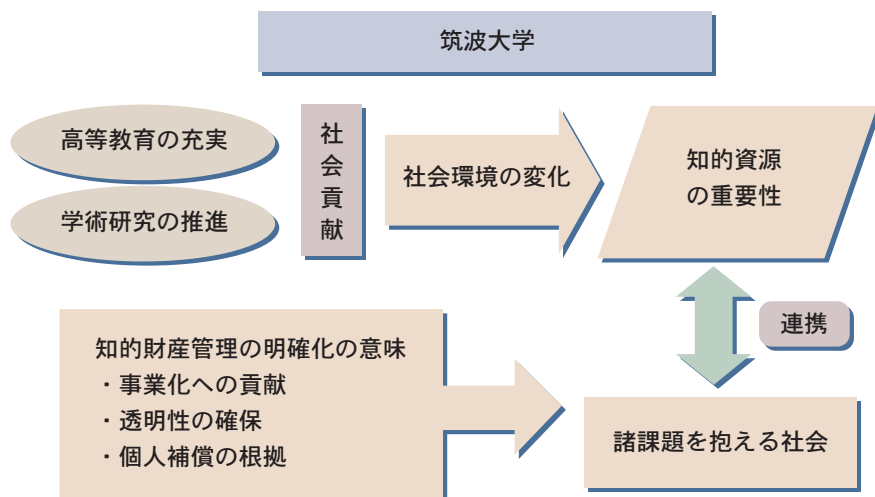
February, 2010

Industry Relations and Technology Transfer Office
University of Tsukuba

1-1-1, Tennodai Tsukuba, Ibaraki 305-8577, JAPAN

I. 基本的考え方

1. 本学における社会貢献の考え方と知的財産の位置づけ



大学は高等教育と学術研究を通じて従来から社会貢献を果たしてきましたが、近年は社会や人類が直面する課題が一層深刻なものとなるのに伴い、大学の持つ知的資源に対する期待が増大しています。このような社会からの要請に応えるためには、大学の研究成果を、これまでのように論文を通じて公開するのみならず、知的財産の権利化を通じて事業化することにも配慮することが重要です。また、一方では、大学の知的財産の管理の在り方を確立することは、大学と企業との関係を透明化して外部からわかりやすいものにし、さらに、個人が補償を受ける根拠を明確化することにもなります。

2. 知的財産ポリシーの対象者

この知的財産ポリシーの対象者は、以下のとおりです

- (1) 本学に所属する教職員（非常勤を含む。）
- (2) 本学との雇用関係がある学生、研究生、非常勤研究員等
- (3) 客員教員・研究員
- (4) 本学を退職した教職員等
- (5) 共同研究員、受託研究員等

（ただし、現在の職務発明規程では、常勤、非常勤を問わず、本学の職員だけが対象になっています。）

教職員には非常勤も含まれることに留意する必要があります。学生等は基本的に含まれません。しかし、リサーチ・アシスタントや各種の研究員など、大学と雇用関係にある学生等は対象となります。

(発明の届出のメリット)
大学に発明の届出を行うことによって、

- ①研究のプライオリティーを確保すること
- ②企業との関係について社会に対して透明性を保つこと
- ③発明者として補償を受ける根拠を明確にすること

といったメリットがあります。

Ⅱ. 研究成果に関する取扱いと権利の帰属及び承継〈1〉

1. 知的財産の範囲

～筑波大学の知的財産～

- (1) 発明（特許権）
- (2) 考案（実用新案権）
- (3) 意匠（意匠権）
- (4) 商標（商標権）
- (5) 回路配置の創作（回路配置利用権）
- (6) 植物新品種（育成者権）
- (7) 著作物（プログラム、データベース及びデジタル・コンテンツに係るもの）（著作権）
- (8) ノウハウ（営業秘密等）
- (9) 有体物（所有権）

（国立大学法人筑波大学知的財産規則第2条）

ただし、これらのもののうち、(3)、(4)、(5)及び(6)については、別に定める。

*以下、発明及び特許権を中心として記述していますが、これらの記述については、考案（実用新案権）、商標（商標権）及び植物新品種（育成者権）に、それぞれの知的財産及び権利の性質に応じて、準用します。

○現在知的財産規則の対象である知的財産権

1. 特許権（特許法）
2. 実用新案権（実用新案法）
3. 育成者権（種苗法）
4. 商標権（商標法）
5. 回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
6. プログラム、データベース及びデジタル・コンテンツ（論文、著作及び報告書を除く）に係る著作権（著作権法）^{注1)}
7. ノウハウ^{注1)}
8. 研究開発成果としての有体物
9. 外国における上記各権利に相当する権利

（発明とは・・・）

自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう（特許法2条1項）

注1) 法人の資金（法人が管理する資金及び施設、設備その他の資源）を使用して創作したものであって、かつ、共同研究若しくは受託研究の成果であるもの又は企業等に有償で利用許諾若しくは譲渡しようとするものに限る。

2. 特許権等の権利の帰属及び承継等

(1) 権利帰属の考え方

大学の研究成果を社会に役立たせるために、大学は実用化し得る可能性のある研究成果の探索、発掘、権利化支援に責任をもって取り組んでいく必要があります。したがって、職務発明については、大学に権利を帰属させることが適切であり、大学の責任において研究成果の権利化を図っていきます。ただし、経済的合理性の理由から、個別の事情によっては、発明者個人に権利を返還し、企業に譲渡するといった方法もとっていきます。

（国立大学法人筑波大学職務発明規程第2条第3項）

（職務発明とは・・・）

職員が行った発明等であって、その内容が法人の業務の範囲に属し、かつ、当該発明等を行うに至った行為が法人における当該職員の現在又は過去の職務に属するもの



（筑波大学が知的財産を承継する条件）

①職務発明であること

②承継についての判定基準を満たすこと

所定の発明等届出書に記入することにより、自分の発明を整理することができます。また、自分の希望も申し出ることができるというメリットがあります。



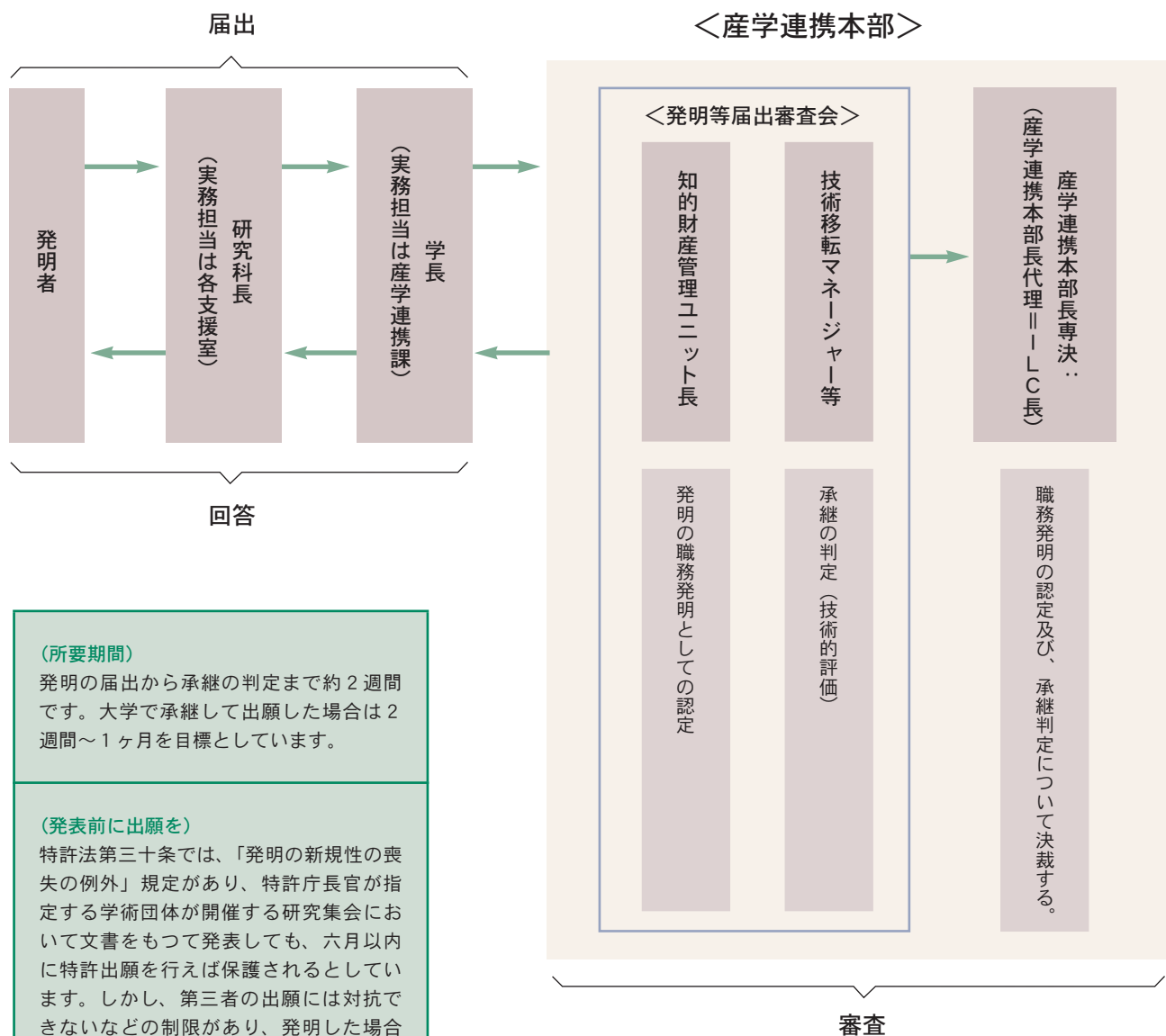
Ⅱ. 研究成果に関する取扱いと権利の帰属及び承継 〈2〉

(2) 届出と秘密保持の義務

1. 本学の教職員等（本学との雇用関係がある学生等を含む。以下同じ。）は、研究活動により発明を生じたときには、論文や学会等での発表を行う前に、学長（産学連携本部）に届け出なければならない。
2. 学長が発明に係る権利を承継しない旨を通知するまでの間は、教職員等は、当該発明に関して、秘密を保持する義務を負う。



〈知的財産の届出から審査・回答までのフローチャート〉



Ⅱ. 研究成果に関する取扱いと権利の帰属及び承継 〈3〉

(3) 権利の帰属及び承継についての判定基準と手続き

(承継についての判定基準)

(ア) 事業化し得る可能性の高い発明^{注2)}

(イ) 直ちに事業化するのには困難であるが、将来事業化し得る可能性があり、かつ、事業化した場合の影響度が大きい発明

(国立大学法人が知的財産権を承継した場合の取扱い)

①発明者は、法人が発明等に係る知的財産権を承継する旨の通知を受けたときは、すみやかに譲渡証書を学長に提出する。

②学長は、発明等に係る知的財産権を承継した後、速やかに知的財産権の出願等の手続きを行い、適正に管理する。

(国立大学法人筑波大学職務発明規程第6条及び第7条)

(研究成果の実用化に向けた本学の義務)

☆実施許諾又は譲渡等に関する基本的考え方

本学が承継することとした特許を受ける権利については、本学の費用と責任において、速やかに権利化するとともに、その早期の事業化に努めることが必要である。この場合に、特許権等の実施許諾又は譲渡等の相手方については、経済的に有利な条件の者を選定することは当然であるが、本学発ベンチャーや地域の中小企業等に関しては、これらの企業の発展が本学の発展にもつながることを考慮して、優先的な実施許諾等にも配慮する。

(筑波大学知的財産ポリシー)

(補償金の支払)

1. 補償金の種類は、知的財産権が登録された場合において発明者から請求があったときに支払う登録補償金及び知的財産権の実施又は処分により当該知的財産権の出願及び管理に要した経費を超える収入を得た場合において発明者から請求があったときに支払う実施補償金とする。
2. 補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分（貢献度）に応じて支払うものとする。
3. 補償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者が転職し、又は退職した後も存続する。
4. 発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

(国立大学法人筑波大学職務発明規程第10条、第11条及び第12条)



注2) (大学承継の判定基準を満たしていても個人に返還する場合もある)

事業化するためには、さらに発明者によって様々な改良を行う必要があり、そのため、発明者に返還した方が、事業化が格段に進むと判断されるような場合には、左記の定めにかかわらず当該発明者に返還することがあります。



Ⅱ. 研究成果に関する取扱いと権利の帰属及び承継 〈4〉

〈登録補償金〉

特許権	1件につき7,500円 + 1請求項につき1,500円を加えた額
実用新案権	1件につき2,500円 + 1請求項につき500円を加えた額
育成者権	1品種につき3,000円

- 注) 1. 表に掲げる額に法人の持分を乗じた額の補償金を支払うものとする。
 2. 特許出願が出願中に実用新案登録出願に変更されたときは考案の例により、実用新案登録出願が特許出願に変更されたときは発明の例によるものとする。

〈実施補償金〉

収入実績	補償金の額
1億円以下の金額	当該収入実績 × 100分の50
1億円を超える金額	(当該収入実績 - 1億円) × 100分の25 + 5千万円

- 注) 知的財産権の運用又は処分により毎年1月1日から12月31日までの間に法人に納入された収入実績の上表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の範囲内で実施補償金を支払う。ただし、法人の収入実績が一時金又は一時払いの場合、法人の収入実績を契約年数で除し、算出された金額の上表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に契約年数を乗じた額の補償金を支払う。

(大学が承継しない発明の取扱い)

本学がその権利を承継しないと判定した発明は、発明者個人に返還します。ただし、将来において発明に係る収益を生じたときはその25%を本学に収めることを、契約で定めることが条件になります（ただし10年間に限る）。返還を受けた発明については、自由に出願したり、企業に譲渡したりすることができます。また、特許を出願せず、広く使えるようにすることも選択肢の一つです。

(異議申立て)

1. 発明者は、知的財産権の承継に係る決定に対し不服があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、異議申立書により学長に異議の申立てをすることができる。
2. 学長は、前項の異議の申立てを受けたときは、産学連携本部にその審査を付託し、その審査結果に基づき申立てに対する決定を行い、その結果に理由を付して発明者に通知するものとする。

(国立大学法人筑波大学職務発明規程第8条)

★ (実施補償金に代えて研究費の配分を受けられるようになりました)

知的財産の権利化や技術移転に関するインセンティブの一つとして補償金（特に実施補償金）の制度があります。しかし、発明者によっては、個人に対する補償金を学内で配分される研究費として受け取りたいという要望があります。このような要望に応じて発明者の選択肢を増やすために、本学が承継した又は移転を受けた知的財産権について、その実施又は処分により収入を得た場合に、発明者に支払われる補償金（この場合は実施補償金に限られます。）については、平成20年度から、本人の選択により、その一部又は全部を学内で配分される予算（研究費）として受け取ることができるようになりました。（知的財産規則第6条、職務発明規程第10条の改正）

ただし、この取扱いは、手続きに時間がかかることもあって、年度末近くになった場合や、実施補償金が小額の場合は受けられないことがありますので、具体的な手続きについては研究推進部産学連携課知財管理係（内線2907、2908）に問い合わせてください。



(個人に返還した場合の利益の配分)

権利を個人に返還する場合には、大学が権利を承継する場合との公平を期すために、収益が生じた時には、その25%を大学に収めることが返還契約締結の条件になっています。

なお、収益とは、実施許諾や譲渡により個人の得た収入を意味します。



Ⅱ. 研究成果に関する取扱いと権利の帰属及び承継 〈5〉

3. 特許権等の実施

(ア) 研究ライセンスについて

(基本的考え方)

大学における研究は、そこから生まれる成果を通じて、人類の共通資産である知識の増大に寄与し、あるいは、具体的な課題を解決することにより、社会や人類の福祉の向上に資することを目的として行われています。したがって、知的財産権に関しても、他大学等における研究において、本学が保有する知的財産権を使用することが必要な場合には、知的財産権を円滑に使用し、自由に研究活動を推進することができるよう、最大限の配慮をすることが求められています。本学においては、このような考え方に基づき、研究ライセンスに関する指針を以下のように定めることとしました。

(研究ライセンスに関する指針)

- (1) 本学保有の知的財産権に関して、大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人、公立の試験研究機関その他これらに類する研究機関等から、非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾を求められた場合は、原則としてその求めに応じて研究ライセンスを供与するものとする。
- (2) 前項の研究ライセンスの供与に当たって、その対価については、無償とする。ただし、その知的財産権の対象となっている有体物の作製・提供等に費用を有した場合は、当該費用の範囲内において対価の支払を求めることができるものとする。
- (3) 上記(1)により供与された研究ライセンスにより研究を行う者が後続する研究開発により成果を得たときは、その成果の公表については、原則として自由とする。
- (4) 大学等から上記(1)に規定する研究ライセンスの供与を求められた場合は、研究の円滑な実施が可能となるよう、できる限り速やかに、研究ライセンスを供与するものとする。

注) 大学等における非営利目的の研究以外の場合においても、その研究が人類の福祉の増進など公共の目的に資するものである場合は、上記(2)を準用することができるものとします。

★詳細は「国立大学法人筑波大学研究ライセンス取扱規程」(p.35参照)。

(イ) リサーチツール特許について

(基本的考え方)

ライフサイエンス分野では、遺伝子改変動植物やスクリーニング方法のように研究を行うための道具となるリサーチツール特許には汎用性が高く広範に使用され、同時に代替性の低いものが多数あります。これらが研究において円滑に使用されない場合、研究開発に支障を生じる可能性があります。

したがって、知的財産権に関して、企業等における研究であっても、基礎研究又は事業化段階に入る前の研究において、本学が保有するリサーチツール特許を使用することが必要な場合には、それらを円滑に使用することができるよう配慮することが求められます。本学においては、このような考え方に基づき、リサーチツール特許に関する指針を定めることとしました。

(リサーチツール特許に関する具体的指針)

- (1) 本学保有のライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許に関して、企業等から、基礎研究又は事業化段階に入る前の研究のためのリサーチツール特許の非排他的な実施許諾を求められた場合は、事業戦略上の支障がある場合を除き、原則として、研究ライセンスの供与を行うものとする。
- (2) 前項の研究ライセンス供与の対価については、原則として無償とする。ただし、別に定めのある場合又は知的財産権の対象である有体物の作製・提供等に費用を要した場合は、この限りでない。
- (3) 企業等から上記(1)に規定する研究ライセンスの供与を求められた場合は、研究の円滑な実施が可能となるよう、できる限り速やかに、研究ライセンスを供与するものとする。
- (4) 企業等が本学保有のリサーチツール特許を事業化段階又は製品の製造段階において使用しようとする場合は、上記手続きによらずに、別途本学との間で当該特許に係る実施許諾契約を締結するものとする。

★詳細は「国立大学法人筑波大学リサーチツール特許取扱規程」(p.40参照)。

Ⅲ. その他

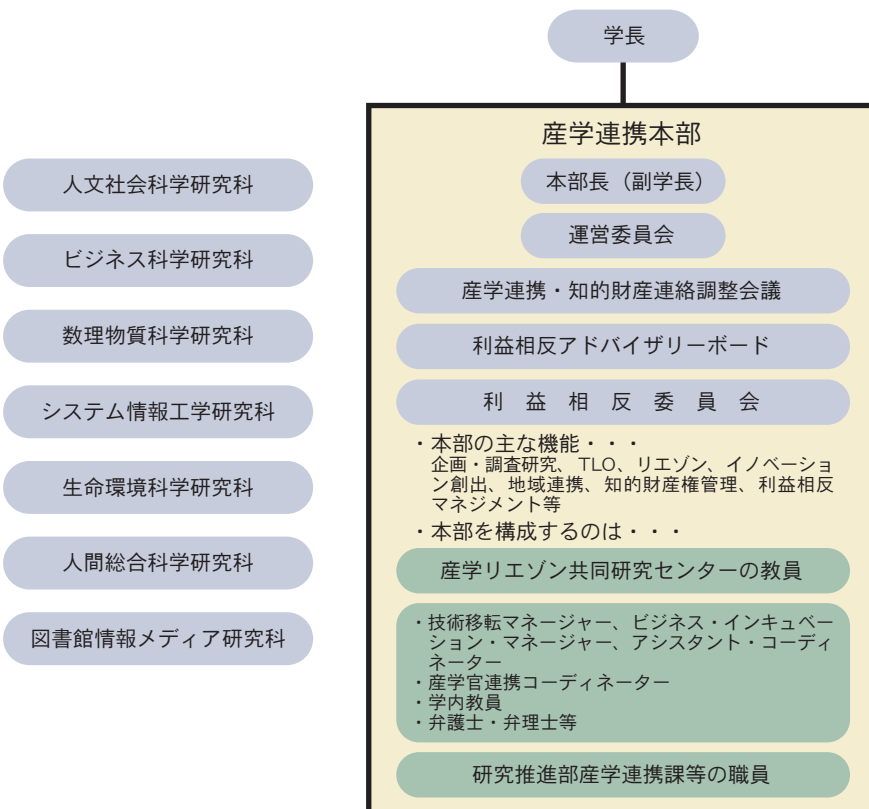
☆共同研究及び受託研究に伴う権利の帰属と実施許諾等

企業等との共同研究や企業からの受託研究により生じた発明については、その権利の帰属及び実施許諾等に関して、企業等に発明に係る権利を譲渡等した方が共同研究等の組織化及び事業化が促進されることもあります。このため、個別の事情に応じて、可能な限り弾力的な取扱いができるようにしています。

☆産学連携本部の設置

筑波大学は、平成20年度から開始された文部科学省の産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）に採択され、それに基づき、平成21年4月から、新たに産学連携本部を設置しました。産学連携本部は、筑波大学の特色である大学発ベンチャーの育成支援と地域連携の強化によるイノベーションの創出を主な目標として掲げています。

産学連携本部の組織



(緊急の出願)

一刻を争う競争の激しい研究の場合、アメリカの仮出願制度を使うことも選択肢の一つです。これは、とりあえず論文を提出することでアメリカの特許庁に受け付けてもらい、その後1年以内に本出願をするというものです。詳しくは産学連携課までお問い合わせください。
(内) 2907、2908



知的財産権の取扱いに関するQ&A

Q 1. そもそも大学で行われた発明について、なぜ原則として大学に権利が承継されるという取扱いをするようになったのか。組織帰属・組織管理の考え方の基本は何か。

A 1. 大学で行われた発明について、原則としてすべて届け出て、しかも原則としてすべて大学が承継することとする取扱いがなされることになった理由は、主に三つあると考えられます。一つは、大学あるいは大学教員と企業との関係をできるかぎり透明化し、外部から見た場合にわかりやすくしていくためです。これまでも、届出を行うべきことは発明規程で定められていましたが、それが徹底されず、企業との関係が水面下に隠されわかりにくいものになっていました。それを改革して透明化するというのが、今回の規則・規程制定の考え方です。理由の二つ目は、事業化の促進です。これは、大学として、知的財産統括本部のような、知的財産の管理・活用のための体制を整備したので、それを活用して事業化を促進するために組織帰属・組織管理が行われるようになったのです。理由の三つ目は、以下のとおりです。すなわち、たとえ国立大学が法人化した後といえども、依然として必要経費の三分の二は国民の税金によって負担されています。この割合は、国の科学研究費補助金等の研究開発費を含めると更に高くなります。このように、国民の税金によって賄われている国立大学法人において、職務として行われた研究により生じた発明を単純に個人帰属として取扱ったのでは、もはや国民の理解が得られない状況になってきているということです。以上が、組織帰属・組織管理の考え方を取る理由です。

Q 2. 本学では、現在どのような知的財産権が届出の対象となっているのか。

A 2. 現在、本学職務発明規程の対象として規定されているのは、発明（特許権）、考案（実用新案権）および植物新品種（育成者権）の三つです。これらの外、法人の資金（法人が管理する資金を含む。）、施設、設備その他の資源を使用して創作したプログラムの著作物、データベースの著作物若しくはデジタル・コンテンツ（論文、著書及び報告書を除く。）（著作権）、又は法人の資源を使用して創出したノウハウであって、共同研究若しくは受託研究の成果であるもの又は企業等に有償で利用許諾若しくは譲渡しようとするものについては、学長に対し、それらに係る知的財産権の譲渡を申し出ることになっています（本学プログラムの著作物等取扱規程）。また、成果有体物については、原則として、法人に当該成果有体物に係る権利が帰属しますが、創作者がその管理を行うものとされています。法人間での提供又は受入れについては契約書を作成します。提供又は受入れに係る記録は毎年度取りまとめ、翌年度の4月末日までに、所定の様式にて学長に報告するものとされています（本学成果有体物取扱細則等）。これら以外の意匠（意匠権）、商標（商標権）、回路配置の創作（回路配置利用権）については、当面、届出の対象になっていません。

Q 3. 知的財産ポリシーや知的財産規則・職務発明規程の対象者は、どの範囲か。

A 3. 知的財産ポリシーの対象者については、以下のとおり定められています。

- (1) 本学に所属する教職員（非常勤を含む。）
- (2) 本学との雇用関係がある学生、研究生、非常勤研究員等
- (3) 客員教員・研究員
- (4) 本学を退職した教職員等
- (5) 共同研究員、受託研究員等

なお、現在の本学の知的財産規則や職務発明規程では、対象者を特に定義せず、「職員」についてのみ、知的財産に係る権利および義務を規定しています。したがって、現在のこれらの規則および規程の対象者は、上記（1）から（5）に掲げる者のうち、常勤であると非常勤であるとを問わず、「職員」に該当する者のみであると考えられます。

Q 4. 届出の対象となる発明は、どの範囲のものか。およそ発明といえるものは、すべて届け出なければならないのか。

A 4. 理想的にはすべての発明が届出の対象となります。しかし、研究領域によっては、日常的な研究成果のほとんどが発明となり、それらをすべて届け出るとすると膨大な量に上ることがあります。そもそも、本学において発明を生じた場合に届け出るものとするという取扱いがなされるのは、それによって発明の組織帰属・組織管理の考え方を徹底し、その事業化を促進しようとするためです。このように考えると、事業化に役に立ち、それによって本学の研究成果の社会還元が実現する可能性の高い場合について、届出の義務があると考えられます。そして、どのような場合が、これに該当するかは、現在のところ、発明者本人の判断に任されています。判断に困るときは、産学連携本部の技術移転マネージャーに問い合わせてください。それで判断できないときは、顧問弁理士等の意見を聞くこともできます（p.53参照）。

Q 5. もし発明について届け出なかったらどうなるのか。それによって不利益処分を受けることになるのか。

A 5. 現在のところ、どのような場合に届け出るべきかの判断が個々の発明者本人に任されており、そのこととも関連して届出をしなかったこと自体について、不利益処分が規定されていることはありません。また、産学連携本部としては、不利益処分を規定して強制するよりは、教職員に知的財産権に関する意識が高まり、それによって自発的に届出が促進されることを期待しています。ただし、発明が事業化される可能性が高いことを認識しながら、意図的に当該発明について届出をしないなど、特に非難可能性の大きい場合には、法的責任を問われる可能性が全くないとはいえません。

Q 6. 職務発明とは何か。どのような場合に職務発明になるのか。

A 6. 職務発明とは、職員が行った発明等であって、その内容が法人の業務の範囲に属し、かつ、当該発明等を行うに至った行為が法人における当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいいます（本学職務発明規程第2条第3項）。具体的には、本学の経費により、または本学の施設・設備を使用して行われた研究により生じた発明は、原則として職務発明に該当すると考えられます。そのいずれでもない場合は、職務発明でない場合が多いと考えられますが、そのような場合は、あくまでも、もとの定義にもどって、その内容や発明を行うに至った行為が「法人の業務範囲」と、「職員の現在又は過去の職務」に属するかどうかで、判断していくことになります。したがって、多くの場合、大学で行われた発明については、職務発明と判断されるものと思われます。

Q 7. 大学が承継する場合の判断基準は何か。どのような場合に個人に返還されるのか。

A 7. 本学が承継する判断基準は、知的財産ポリシーによると、以下のとおりです。

（ア）事業化し得る可能性の高い発明

（イ）直ちに事業化するのは困難であるが、将来事業化し得る可能性があり、かつ、事業化した場合の影響度が大きい発明

したがって、事業化しうるかどうか承継するかどうかの判断基準となっています。しかし、これについては、二つの例外措置が定められています。一つは、上記（イ）に該当する場合です。直ちに事業化ができなくても、将来基本特許となりうるような場合には承継することになります。また、それとは反対に、事業化し得る可能性の高い発明であっても、「事業化するためには、さらに発明者によって様々な改良を行う必要があり、そのため、発明者に返還した方が、事業化が格段に進むと判断されるような場合には、上記の定めにかかわらず当該発明者に返還することができる」とされています（知的財産ポリシー）。要は、どのようにすれば最も事業化が促進されるのか、によって判断されることになるといえます。したがって、個別のケースに応じてより望ましい処理の方法が取られるよう、発明等届出においても「9. その他の参考事項」に発明者がどのようにしたいのかを書いていただくことが望ましいといえます。

Q 8. 特許権等が大学に帰属すると、それをもとにベンチャーを作ろうとする場合には、どうすればよいのか。

A 8. 大学に承継された特許権等をもとにベンチャーを設立するときには、大学がベンチャーに当該権利を譲渡し、または専用実施権を設定します。その対価は、通常イニシャル・フィーは安く、大部分は収益があった場合のロイヤリティとして、大学がベンチャーから受け取り、その一部を発明者に配分します。

Q 9. 発明が本人に返還される場合に、なぜ収益の25%を大学に収めなければならないのか。また、この場合の「収益」とは何か。自己実施した場合の利益も含むのか。

A 9. 教職員の職務発明について、本学が承継することとなった場合には、仮に当該権利を運用または処分することにより本学に収入があったときは、それが1億円以下の場合はその50%を実施補償金として、発明者に支払うことになっています。この場合は、特許出願の費用・手数料およびマーケティングは本学が担うことになります。通常、TLOなどでは、この費用等を収入の25%とみてそれを取り分としています。ところが、発明を本人に返還した場合には、これらの費用等は、発明者の負担となります。つまり、本学が、発明を承継する場合と、発明者に返還する場合について、両者の間の公平を期するために、発明者に返還する場合は、本学の取り分を25%としたのです。ただし、このことは返還契約締結後10年間に限ることとされています（返還契約書第3条 - p.27参照）。また、この場合の収益とは、「本件知的財産権に係る発明等を第三者に対して実施許諾し、又は譲渡することにより得た対価」であることが、返還契約書第3条第1項に明記されており（p.27参照）、したがって、自己実施した場合の利益は含まれないことになります。

Q 10. 大学に発明を届け出た場合に、秘密保持義務は課されるのか。また、それは、大学が承継すると判断した後も、特許出願まで続くのか。また、その期間はどれくらいか。

A 10. 発明についての秘密保持義務については、本学職務発明規程第13条に、「発明者及び知的財産権の取扱いに関する事務に携わる者は、発明等の内容その他法人及び発明者の利害に関係ある事項について、秘密を守らなければならない」と定められています。この秘密保持義務は、大学が承継すると判断した発明については、特許出願が行われるまで継続すると考えられます。具体的な期間は、承継するかどうかの判断までに原則として2週間、その後、特許出願までに2週間から1月程度を見込んでいます。

Q 11. 発明について大学が承継とした場合は、特許出願に係る経費は大学が持つのか。出願すべき発明の選別はどのように行われているのか。

A 11. 発明について大学が承継とした場合は、特許出願に係る経費は大学が負担します。また、承継し、出願するかどうかの判断は、産学連携本部で行いますが、その前提として、発明等届出審査会において専門家による評価を行っています。すなわち、産学連携本部の技術移転マネージャー及び産学官連携コーディネーター（現在4人の民間企業等出身者を雇用）が、特許性の観点から技術評価を行っています。この評価を経て、産学連携本部が最終的な判断を行っています。

Q 12. 個人に配分されている研究費から、特許出願費用を支出することはできるのか。また、寄附金についてはどうか。

A 12. 大学が承継した特許を受ける権利については、大学が特許出願費用を支出することが基本です。しかし、大学の持っている特許出願費用には限界があります。したがって、上述のように、大学が自ら費用を負担して出願する発明については選別し、出願件数を絞っているのが現実です。他方、発明の中には、大学としては費用を支出して特許出願を行う対象に含めなかった場合でも、発明者個人が自らの業績を残すために特許出願を行いたいというケースもあると考えられます。このような場合には、特許出願費用を個人に配分された研究費の中から支出することは可能です。これは、ちょうど、学術雑誌への論文掲載のための費用を、個人に配分された研究費の中から支出することが認められているのと同様の関係になります。また、寄附金については、寄附の趣旨を考慮する必要がありますが、用途を指定していない限り、一般的には特許出願費用に充てることを認められることが多いものと考えられます。

(参考)

1. 知財管理に関する学内ルール

平成16年1月23日
知的財産委員会
改正 平成21年4月1日
産学連携本部

筑波大学知的財産ポリシー

はじめに

大学が社会からの多様な要請に応えて研究成果の移転を図っていくためには、基本的には知的財産の大学への帰属と管理の一元化が必要である。このような考え方にに基づき、筑波大学（以下「本学」という。）として、平成16年4月から法人化することを契機に、知的財産の効率的かつ効果的な管理及び活用を目指して、以下のように、知的財産の組織帰属・管理の原則を始め知的財産に関する基本的な方針を定め、今後の知的財産運用の指針とするとともに、学内の教職員及び学生等に対する周知を図ることとした。

平成16年4月1日以降、本学の知的財産は、この知的財産ポリシーと、職務発明規則及び発明補償規程等に従い運用していくこととなる。

I 基本的考え方

1. 本学における社会貢献の考え方と知的財産の位置づけ

本学は、医学、体育科学及び芸術学を擁する総合大学として、近年は、大学院に重点を置いて、教育研究体制の整備を進めてきた。本学は、学問の進展や社会的要請に応えながら、基礎研究の領域で世界のトップレベルでの競争を目指すとともに、教育の充実にも力を入れている。

本来、大学は、高等教育機関であるとともに、真理の探究を目指す学術研究機関であり、本学としても、これまで、教育研究活動を通じて、社会貢献の責務を果たしてきている。

一方、近年、大学をめぐる環境は大きく変わりつつあり、日本の社会や人類が直面している困難な課題を解決するためには、大学の持つ知的資源を活用することが不可欠となってきている。このような状況において、本学の教員としても、研究活動で生まれた成果について、常に社会との連携を意識し、実用化し得る可能性のあるものについては、積極的に発掘し、権利化及び技術移転に協力することが求められている。

しかし、他方では、研究成果を公表し、自由に活用することが学問研究の進展や人類の福祉の増大に一層貢献することもある。また、大学は教育機関として、次世代を担う優秀な人材を育成・輩出する責務を負っている。

したがって、本学が知的財産の管理及び活用を行うにあたっては、このような、大学の持っている伝統的な役割や特性に配慮していくことが必要である。

2. 知的財産ポリシーの対象者

この知的財産ポリシーの対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に所属する教職員（非常勤を含む。）
- (2) 本学との雇用関係がある学生、研究生、非常勤研究員等
- (3) 客員教員・研究員
- (4) 本学を退職した教職員等
- (5) 共同研究員、受託研究員等

II 研究成果に関する取扱いと権利の帰属及び承継

1. 知的財産の範囲

この知的財産ポリシーの対象となる知的財産及びそれに係る権利（かっこ内に記載）の範囲は以下のとおりである。

(1) 発明（特許権） (2) 考案（実用新案権） (3) 意匠（意匠権） (4) 植物新品種（育成者権） (5) 回路配置の創作（回路配置利用権） (6) 著作物（プログラム及びデータベースに係るもの）（著作権） (7) ノウハウ（営業秘密等） (8) 有体物（所有権）

ただし、これらのもののうち、(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、別に定める。

なお、以下の章については、発明及び特許権を中心として記述しているが、これらの記述については、考案（実用新案権）及び植物新品種（育成者権）に、それぞれの知的財産及び権利の性質に応じて、準用する。

2. 特許権等の権利の帰属及び承継等

(1) 権利の帰属の考え方

現在の日本及び世界が直面している課題について、本学の研究活動において生じた研究成果を可能な限り活用して、その解決に積極的に貢献していくことが求められている。そのためには、本学の研究成果のうち、実用化し得

る可能性のあるものの探索と発掘及びその権利化の支援に対して、本学の責任において取組んでいく必要がある。

このような考え方から、本学の研究活動において生じた発明については、それらが職務発明であるときは、本学に権利を帰属させることとするのが最も適切である。

ただし、特許権等の取扱いについては、あくまでも経済的合理性の追求を目指すものであるため、個別の事情によっては、本学として当該権利を承継することなく、発明者個人に返還し、あるいは、企業に譲渡することができるものとする。

(2) 届出と秘密保持の義務

本学の教職員等（本学との雇用関係がある学生等を含む。以下同じ。）は、研究活動により発明を生じたときには、論文や学会等での発表を行う前に、学長（産学連携本部）に届け出なければならない。同本部が発明に係る権利を承継しない旨を通知するまでの間は、教職員等は、当該発明に関して、秘密を保持する義務を負う。

なお、本学は特許法30条1項の規定に基づく学術団体の指定を受けているが、この規定に基づく新規性喪失の例外的効果は限定されたものであることに留意する必要がある。

(3) 権利の帰属及び承継についての判定基準等

ア. 権利の帰属の判定基準

本学の教職員等に発明を生じた場合に、当該発明が職務発明となるのは、その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその教職員等の現在又は過去の職務に属する発明である場合である。

イ. 承継についての判定基準

本学の教職員等が行った職務発明のうち、本学が承継するものは、以下のとおりとする。

(ア) 事業化し得る可能性の高い発明

(イ) 直ちに事業化するのには困難であるが、将来事業化し得る可能性があり、かつ、事業化した場合の影響度が大きい発明

ただし、(ア)に該当する発明であっても、事業化するためには、さらに発明者によって様々な改良を行う必要があり、そのため、発明者に返還した方が、事業化が格段に進むと判断されるような場合には、上記の定めにかかわらず当該発明者に返還することができる。

なお、本学が発明に係る権利を承継するかどうかの判定の結果については、産学連携本部として、可能な限り早期に当該発明者に通知するものとする。

ウ. 承継しないと判定した発明の取扱い

本学がその権利を承継しないと判定した発明は、発明者個人に返還する。ただし、将来において当該発明に係る収益を生じたときはその25%を本学に収めるべきことを、本学と当該発明者との間の発明に係る権利の返還契約において定めるものとする。

III 知的財産の管理及び活用の推進

1. 研究成果の実用化に向けた本学の義務

(1) 実施許諾又は譲渡等に関する基本的考え方

本学が承継することとした特許を受ける権利については、本学の費用と責任において、速やかに権利化するとともに、その早期の事業化に努めることが必要である。この場合に、特許権等の実施許諾又は譲渡等の相手方については、経済的に有利な条件の者を選定することは当然であるが、本学発ベンチャーや地域の中小企業等に関しては、これらの企業の発展が本学の発展にもつながることを考慮して、優先的な実施許諾等にも配慮する。

(2) 実施許諾を受けた者が知的財産を活用しない場合の取扱い

本学に帰属する特許権等について、本学から実施許諾を受けた者が、一定期間経過後も当該特許権等を実施しない場合には、本学において他の第三者を選定し、当該第三者に実施許諾を行うなどの措置を取るものとする。

2. 知的財産の実施等に伴う創作者への報償

本学が、その権利を承継すると判定した職務発明に関しては、発明者に対して、補償金を支払う。発明補償制度を定めるにあたっては、それが特に発明者に対するインセンティブとなるよう配慮しなければならない。

3. 知的財産の管理

(1) 本学における知的財産の管理責任

本学における知的財産の管理は、産学連携本部（本部長：研究担当副学長）において一元的に行う。この場合、知的財産の管理及び活用に関する企画及び立案に関しては、産学連携本部に設置された知的財産管理ユニット及び

TLOユニットにおいて行う。知的財産の管理及び活用のうち権利の得喪等重要な事項については、学長の責任において行う。

(2) 研究者への知的財産の返還

本学がその権利を承継すると判定した発明であっても、一定期間経過後に再度評価を行い、それに基づき当該発明を発明者に返還することができる。ただし、この場合、Ⅱ 2 (3) ウの返還条件に関する契約の定めを準用する。また、発明者がその権利の返還を希望しない場合は、契約に別段の定めがあるときを除いて、本学は、随時これを処分することができるものとする。

4. 知的財産の学術目的等の利用

本学の研究において生じた発明について、学術目的のために当該発明を利用する場合には、無償で行うことができる。

学術目的以外であっても、人類の福祉の増進への貢献など公共の目的に資するものであれば、本学所属の知的財産の無償使用を認めることができるものとする。

IV 共同研究及び受託研究に伴う権利の帰属と実施許諾等の考え方

企業等との共同研究や企業からの受託研究により生じた発明については、その権利の帰属及び実施許諾等に関して、企業等に発明に係る権利を譲渡等した方が共同研究等の組織化及び事業化が促進されることもあり得ることから、個別の事情によって、弾力的な取扱いができるようにするものとする。

V 知的財産の管理及び産学官連携の実施体制と責任

1. 産学連携本部の設置

本学における知的財産の創出支援から活用までを一元的に行うため、学長の下に、研究担当副学長を本部長とする産学連携本部を置く。産学連携本部には、知的財産管理ユニットを置き、同ユニットは、知的財産に係る個別の権利の帰属及び承継の判定案の作成並びにそれらに伴う補償金の問題、紛争処理に係る調整及び規則案の作成などを取り扱うとともに、知的財産戦略の企画・立案を行う。また、産学連携本部には、その実働部隊として、産学リエゾン共同研究センター、研究推進部(東京リエゾンオフィスを含む。)の教職員により構成される各ユニットを置く。さらに、本部連絡員(博士課程の研究科ごとに設置)を構成員とする産学連携・知的財産連絡調整会議を設置して、産学連携及び知的財産に係る情報交換及び連絡調整にあたる。

VI 知的財産の取扱いに関する異議申立て手続と処理方法

この知的財産ポリシーを実施していくにあたって、個別の具体的な問題に関して産学連携本部において行われた判定について、個々の教職員等が、異議申立てをする機会と方法を与えられる必要がある。この知的財産の取扱いに関する異議申立て手続と処理方法に関しては、別に定めることとする。

VII 利益相反¹及び責務相反²の問題の取扱い

教職員等が産学連携事業に関わる際には、利益相反や責務相反の問題に直面することが数多くあり、これらの問題について、教職員等に対して分かりやすい指針を示すことが必要である。利益相反及び責務相反に係る教職員等のための指針については、別に定める。

(注)

1 教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。広義では責務相反を含む概念。(「利益相反ワーキング・グループ報告書」P4～5。平成14年11月11日科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ)

2 教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。(同上)

国立大学法人筑波大学知的財産規則

平成16年4月1日

法人規則第12号

改正 平成16年法人規則第25号

平成16年法人規則第27号

平成16年法人規則第35号

平成16年法人規則第41号

平成17年法人規則第3号

平成17年法人規則第38号

平成19年法人規則第45号

平成20年法人規則第26号

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における知的財産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における前記各権利に相当する権利
 - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - (4) 著作物（プログラムの著作物及びデータベースの著作物を除き、デジタル化されたものに限る。）であって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「デジタル・コンテンツ」という。）の著作権及び外国における上記権利に相当する権利
 - (5) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）に関し法律上保護される利益に係る権利
 - (6) 研究開発成果としての有体物に関し法律上保護される利益に係る権利
- 2 この法人規則において「知的財産」とは、発明、考案、意匠、商標、回路配置、植物の新品種、プログラムの著作物、データベースの著作物、デジタル・コンテンツ、ノウハウ及び研究開発成果としての有体物をいう。

(知的財産に係る業務を行うための特別な組織)

第3条 法人に、知的財産の創出、取得及び活用を一体的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置く。

2 前項の特別な組織の組織及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(届出等)

第4条 職員は、発明をしたとき、考案をしたとき又は植物の新品種を育成したときは、速やかに、学長にその旨を届け出るものとする。

2 職員は、法人の資金（法人が管理する資金を含む。）、施設、設備その他の資源（以下この項において「法人の資源」という。）を使用して創作したプログラムの著作物、データベースの著作物若しくはデジタル・コンテンツ（論文、著書及び報告書を除く。）又は法人の資源を使用して創出したノウハウであって、共同研究若しくは受託研究の成果であるもの又は企業等に有償で利用許諾若しくは譲渡しようとするものについては、学長に対し、それらに係る知的財産権の譲渡を申し出るものとする。

3 第1項の届出及び前項の申出の手続については、それぞれ法人規程で定める。

(審査の付託及び決定)

第5条 学長は、職員から前条第1項の届出があったときは、当該知的財産に係る知的財産権について、法人への承継の適否に関する審査を、第3条の特別な組織に付託するものとする。

2 前項の規定は、職員から前条第2項の届出があったときの法人への当該知的財産権の移転の適否に関する審査について準用する。

3 学長は、前2項の審査の結果に基づき、それぞれ、知的財産権の承継又は移転の適否について決定を行い、速やかに、その結果を当該職員に通知するものとする。

(補償金)

第6条 学長は、法人が承継し、又は移転を受けた知的財産権について、その登録、実施又は処分により収入を得た場合で、当該知的財産を創出した者（次項において「創出者」という。）からの請求があったときは、予算の範囲内で補償金を支払うことができる。

2 前項の補償金については、創出者の申出により、その一部又は全部を法人の予算として配分を受けることができる。

3 第1項の補償金の種類、額及びその取扱い並びに前項の申出の取扱いに関し必要な事項は、法人規程で定める。

(発明、考案、植物の新品種等に係る取扱い)

第7条 前3条に規定するもののほか、知的財産のうち、法人の業務に関し行った発明、考案及び植物の新品種並びにプログラムの著作物、データベースの著作物、デジタル・コンテンツ及びノウハウに係る知的財産権の取扱いに関し必要な事項は、それぞれ法人規程で定める。

(知的財産権の管理)

第8条 知的財産権の管理については、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成16年法人規則第19号）の定めるところによる。

(受託研究又は共同研究における知的財産権の取扱い)

第9条 受託研究又は共同研究における知的財産権の取扱いについては、この法人規則に定めるもののほか、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号）の定めるところによる。

(法人規程等への委任)

第10条 この法人規則に定めるもののほか、知的財産の取扱いに関し必要な事項は、法人規程又は法人細則で定める。

附 則

1 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 知的財産のうち、意匠、商標、回路配置については、当分の間、第4条第2項及び第3項、第5条第2項及び第3項、第6条並びに第7条の規定を準用することができる。

附 則（平16.4.15法人規則25号）

この法人規則は、平成16年4月15日から施行する。

附 則（平16.4.22法人規則27号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平16.5.27法人規則35号）

この法人規則は、平成16年5月27日から施行する。

附 則（平16.7.29法人規則41号）抄

（施行期日）

1 この法人規則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則（平17.2.24法人規則3号）

この法人規則は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平17.3.24法人規則38号）

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平19.7.20法人規則45号）

この法人規則は、平成19年7月20日から施行する。

附 則（平20.3.31法人規則26号）

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

国立大学法人筑波大学職務発明規程

平成16年4月1日

法人規程第5号

改正 平成16年法人規程第11号

平成16年法人規程第34号

平成17年法人規程第6号

平成20年法人規程第28号

平成21年法人規程第32号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 届出及び出願（第4条－第9条）
- 第3章 補償金（第10条－第12条）
- 第4章 雑則（第13条・第14条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号。以下「知的財産規則」という。）第7条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の職員が行った発明等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用の範囲）

第2条 この法人規程において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
- 2 この法人規程において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、育成者権の対象となるものについては植物の新品種をいう。
- 3 この法人規程において「職務発明」とは、職員が行った発明等であって、その内容が法人の業務の範囲に属し、かつ、当該発明等を行うに至った行為が法人における当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- 4 この法人規程において「発明者」とは、職員のうち職務発明を行った者をいう。
- 5 この法人規程において「実施」とは、特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、種苗法第2条第4項に定める行為をいう。

（権利の承継）

第3条 職務発明であると認定された発明等に係る知的財産権は、法人がその権利を承継するものとする。ただし、学長が当該権利を承継する必要がないと認めるときは、この限りでない。

第2章 届出及び出願

（届出）

第4条 知的財産規則第4条第3項の法人規程で定める届出の手続は、発明等の内容、経過等を記載した別に定める届を所属長を経て学長に提出することにより、行うものとする。

（職務発明の認定及び承継の決定）

- 第5条 学長は、当該発明等の職務発明としての認定及び知的財産権の承継について、産学連携本部（産学連携本部規程（平成21年法人規程第31号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の審査結果に基づき決定を行い、その結果を発明者に理由を付して通知するものとする。
- 2 前項の通知は、前条に規定する届出のあった日から起算して14日以内にこれを行うものとする。

（譲渡書の提出）

第6条 発明者は、前条の規定により法人が発明等に係る知的財産権を承継する旨の通知を受けたときは、すみやかに別記様式の譲渡証書を学長に提出しなければならない。

（知的財産権の出願及び管理）

第7条 学長は、発明等に係る知的財産権を承継した後、速やかに知的財産権の出願等の手続を行い、適正に管理する。

(異議申立て)

第8条 発明者は、第5条第1項の決定に対し不服があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、学長に異議の申立てをすることができる。

2 学長は、前項の異議の申立てを受けたときは、産学連携本部にその審査を付託し、その審査結果に基づき申立てに対する決定を行い、その結果に理由を付して発明者に通知するものとする。

(制限行為)

第9条 発明者は、学長が職務発明でないとして認定し、又は知的財産権を法人が承継しないと決定した後でなければ、知的財産権を第三者に譲渡してはならない。

第3章 補償金

(補償金の支払)

第10条 知的財産規則第6条第3項の補償金の種類は、第7条の出願により知的財産権が登録された場合において発明者から請求があったときに支払う登録補償金並びに知的財産権の実施又は処分により当該知的財産権の出願及び管理に要した経費を超える収入を得た場合において発明者から請求があったときに支払う実施補償金とする。

2 知的財産規則第6条第2項の法人の予算として配分を受けることができるのは、前項の実施補償金が支払われる場合に限るものとする。

3 知的財産規則第6条第2項の申出は、発明者が第12条第1項又は同条第2項の規定に該当することとなったときは、補償金への変更の申出があったものとみなす。

4 第1項の登録補償金及び実施補償金の額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(共同発明者に対する補償金)

第11条 登録補償金及び実施補償金(以下「補償金」という。)は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(転退職又は死亡の場合の補償金)

第12条 補償金を受ける権利は、当該権利を有する発明者が転職し、又は退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第13条 発明者及び知的財産権の取扱いに関する事務に携わる者は、発明等の内容その他法人及び発明者の利害に関係ある事項について、秘密を守らなければならない。

(雑則)

第14条 この法人規程に定めるもののほか、職務発明に係る知的財産権の取扱いに関し必要な事項は、産学連携本部規程第4条に規定する産学連携本部長が別に定める。

附 則

1 この法人規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この法人規程施行の日前に学長に対し発明等の届出がされたものについては、この法人規程第4条の規定により届出がされたものとみなす。

附 則 (平16.4.22法人規程11号)

この法人規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平16.5.27法人規程34号)

この法人規程は、平成16年5月27日から施行する。

附 則 (平17.2.24法人規程6号)

この法人規程は、平成17年2月24日から施行する。

附 則 (平20.3.31法人規程28号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平21.5.28法人規程32号)

1 この法人規程は、平成21年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学職務発明規程の規定は、同年4月1日から適用する。

2 この法人規程の適用の際現にある届等の様式については、当分の間、使用することができる。

別表第1（第10条関係）

登録補償金支払表

区 分	国内出願	外国出願	
特 許 権	権利1件につき、7,500円に1請求項（特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき1,500円を加えた額	特許法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎とした外国における特許出願に係る特許権	権利1件につき、7,500円に1請求項（パリ条約による優先権主張の基礎とした特許出願の特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき1,500円を加えた額
		特許法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎としていない外国における特許出願に係る特許権	権利1件につき、7,500円に1請求項（特許法に基づいて出願される場合において特許請求の範囲に記載されるべき1請求項をいう。）につき1,500円を加えた額
実用新案権	権利1件につき、2,500円に1請求項（特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき500円を加えた額	実用新案法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎とした外国における実用新案出願に係る実用新案権	権利1件につき、2,500円に1請求項（パリ条約による優先権主張の基礎とした特許出願の特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき500円を加えた額
		実用新案法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎としていない外国における実用新案出願に係る実用新案権	権利1件につき、2,500円に1請求項（特許法に基づいて出願される場合において特許請求の範囲に記載されるべき1請求項をいう。）につき500円を加えた額
育成者権	1品種につき3,000円	1品種につき3,000円	

- (注) 1 表に掲げる額に法人の持分を乗じた額の補償金を支払うものとする。
 2 特許出願が出願中に実用新案登録出願に変更されたときは考案の例により、実用新案登録出願が特許出願に変更されたときは発明の例によるものとする。

別表第2（第10条関係）

実施補償金支払表

収入実績	補償金の額
1億円以下の金額	当該収入実績×100分の50
1億円を超える金額	(当該収入実績－1億円)×100分の25+5千万円

- (注) 知的財産権の運用又は処分により毎年1月1日から12月31日までの間に法人に納入された収入実績の上表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の範囲内で実施補償金を支払う。ただし、法人の収入実績が一時金又は一時払いの場合、法人の収入実績を契約年数で除し、算出された金額の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に契約年数を乗じた額の補償金を支払う。

別記様式（第6条関係）

譲渡証書

平成 年 月 日

茨城県つくば市天王台1丁目1-1

国立大学法人筑波大学長 殿

住所（居所）

譲渡人

印

下記の発明等に関する知的財産権を国立大学法人筑波大学に譲渡します。

記

1 発明等の名称

○ ○ ○ ○

「発明等届出」様式（国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）第4条に基づく届出）

- 備考 1. 各項目のうち不明のものがあれば、当該部分を空欄のまま提出して差支えありません。
 2. この発明等届出は、各所属研究科（各教育研究等支援室）を経由して提出してください。
 3. 発明者が複数の場合、学内代表発明者は共同発明者及びその貢献度について調整のうえ提出してください。

取扱注意

平成 年 月 日

国立大学法人 筑波大学長 殿

所属研究科・専攻
 職 名
 氏 名

印

発 明 等 届 出

下記の発明等（発明・考案その他の知的財産の創作）を行いましたので、「国立大学法人筑波大学職務発明規程」第4条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 発明等の名称：
 2. 発明に関する分野（該当する分野について番号欄を○で囲んでください。）
 1. ライフサイエンス分野 2. 情報通信分野 3. 環境分野 4. ナノテクノロジー・材料分野
 5. エネルギー分野 6. ものづくり技術分野 7. 社会基盤分野 8. フロンティア分野
 9. その他（具体的に記述：
 ※分野別の詳細については、別記参考を参照してください。

3. 発明者等

発明者等	(フリガナ) 氏 名	所属・職名	本学との 雇用関係 の有無	貢献度
学内代表発明者				%
学内共同発明者				%
				%
学外共同発明者				%
				%

届出者連絡先（Eメールアドレス： 内線 ）

4. 発明等に関する事項（該当□欄に✓印又は該当事項を記入ください。）

出願の緊急性	<input type="checkbox"/> 通常
	<input type="checkbox"/> 緊急（期限： 月 日）理由（ ）
学外発表の予定 または発表状況	<input type="checkbox"/> 未発表 <input type="checkbox"/> 発表済 <input type="checkbox"/> 発表予定
	発表先（ ）
	原稿提出日 年 月 日
	刊行物（含予稿集）発行日 年 月 日
	学術団体の研究集会における発表日 年 月 日
	上記に該当しない発表日 年 月 日

発明等の実証度合い	<input type="checkbox"/> アイデア段階	<input type="checkbox"/> 数値計算段階	<input type="checkbox"/> 実証試験段階
	<input type="checkbox"/> 試作品段階	<input type="checkbox"/> 製品段階	<input type="checkbox"/> その他 ()
発明等の技術的性格	<input type="checkbox"/> 基本発明	<input type="checkbox"/> 改良発明	<input type="checkbox"/> 新規用途
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
公知技術に対する優位性	<input type="checkbox"/> 代替技術なし	<input type="checkbox"/> 優位性大	<input type="checkbox"/> 優位性小または無
事業性	想定事業名 ()		
	事業規模 () 億円		
	収益期待額 () 億円		
	事業化時期	<input type="checkbox"/> 既存市場有り	<input type="checkbox"/> (~) 年後市場化見込
	事業への寄与	<input type="checkbox"/> 極めて大	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 極めて小
	代替技術出現	<input type="checkbox"/> 極めて大	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 極めて小
	障害の程度	<input type="checkbox"/> 極めて大	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 極めて小
外国出願の要否	<input type="checkbox"/> 要 (出願国:)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 不明
学外第三者との関係	共同研究中 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 成果である	<input type="checkbox"/> 契約書あり <input type="checkbox"/> 契約書なし
	受託研究中 <input type="checkbox"/>	プロジェクトコード ()	<input type="checkbox"/> 契約書作成中 <input type="checkbox"/> 契約締結予定
		----- <input type="checkbox"/> 成果でない	
	共有の取り決め	<input type="checkbox"/> 取り決めあり	<input type="checkbox"/> 取り決めなし
共同出願の要否	<input type="checkbox"/> 共同出願する	<input type="checkbox"/> 共同出願しない	
	当該第三者名および連絡先 (担当者所属、氏名、TEL、e-mail等) () 共有の場合の持分割合: 先方 () %, 当方 () %		
ライセンス方針	<input type="checkbox"/> 相手先を指定したい (相手先:)		
	<input type="checkbox"/> 大学に一任する		
ベンチャーを設立して実施する予定	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明

5. 発明等に使用した研究費 (※JST又はNEDO等の経費であればその旨記入してください。)

使用した研究経費	研究経費総額	発明に要した金額	使用年度
運営費交付金			
寄附金			
学外共同研究費			
受託研究費 (※)			
文部科学省科学研究費補助金			
私費			
その他 ()			
合計			

6. 使用した研究施設および設備 (当該施設・設備を所有している組織等)

7. 発明等の概要

「別紙」に記入してください。

8. 発明者個人に返還すると判定した場合の取扱いについて

(1) 出願経費について

大学が承継した特許を受ける権利等についての出願経費は産学連携本部の経費から支出することが基本です。しかし、判定の結果、発明者個人に返還するとされる発明についても、個人に配分された研究費（寄附金を含む。）から発明等の出願、登録及び維持に要する経費を支払うことを条件に、大学が特許を受ける権利等を承継して大学から出願することができます。この取扱いを希望する場合は以下の□欄に✓印を記入してください。なお、個人に配分された研究費についてその用途が指定されている場合で、出願経費が用途に含まれていない場合は使用できないので、注意してください。

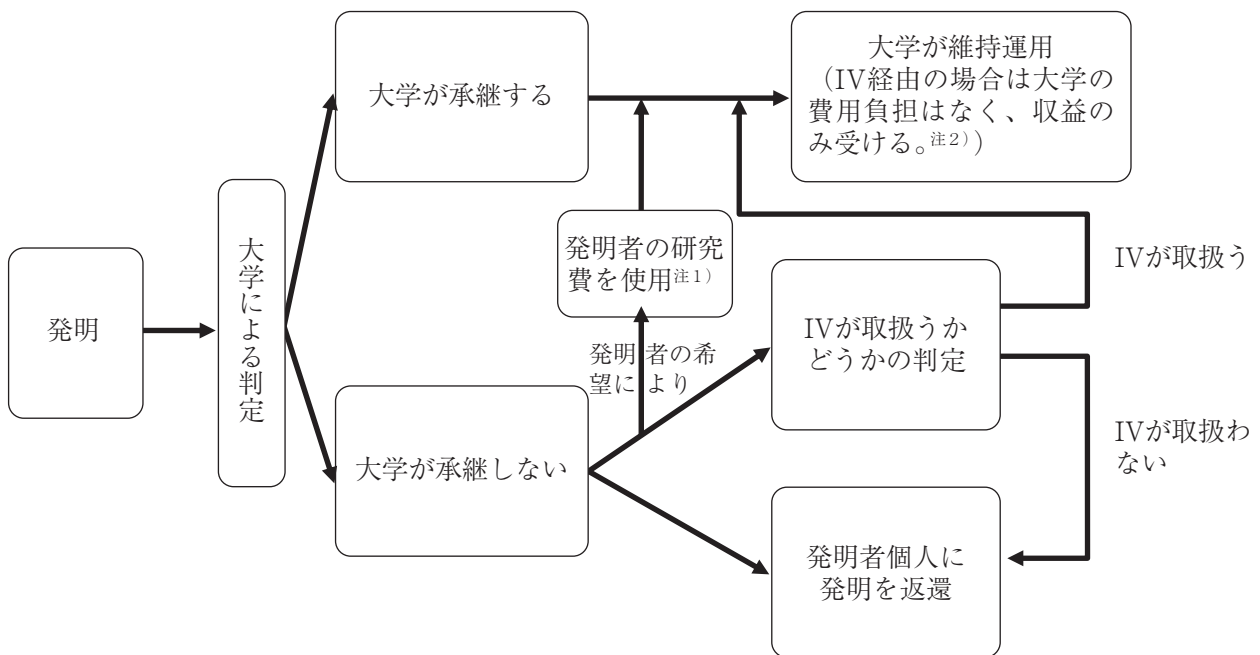
<input type="checkbox"/>	上記の取扱いを希望する。
--------------------------	--------------

(2) インテレクチュアル・ベンチャーズの利用について

判定の結果、発明者個人に返還するとされた発明について、知的財産の運用会社の一つであるインテレクチュアル・ベンチャーズ・ジャパン（以下「IV」という。）に出願及びライセンスを行わせることができます。IVとは本学との間で契約を締結しますので、事務処理は産学連携課知財管理係で行います。IVが当該発明を引受けるかどうかの判定に3週間程度の時間を要しますが、この取扱いを希望する場合には以下の□欄に✓印を記入してください。なお、IVが取扱うと判断した場合は、特許を受ける権利は大学が承継します。逆に、IVが取扱わないと判断した場合は、従来どおり発明者個人に返還されます。（IVの取扱いの詳細については知財管理係にお尋ねください。）

<input type="checkbox"/>	IVの取扱いを希望する。
--------------------------	--------------

※判定のフローチャート



注1) 研究費使用の希望者はIVの判定は行わない。

注2) 収益が出た場合は国立大学法人筑波大学職務発明規程によって補償金等が支払われる。

9. その他の参考事項

以上

発 明 等 の 概 要

届出者所属研究科・専攻		届出者氏名		届出年月日	
項 目		内 容			
【発明等の名称】					
【特許権の対象となると思われる技術】					
1.					
2.					
3.					
【技術分野】					
・何についての発明かを記入する。					
【背景技術】					
・当該分野で知られている技術 (特許番号、文献名等)					
【発明が解決しようとする課題】					
・従来の技術の欠点・問題点 ・この発明により解決できること					
【課題を解決するための手段】					
・従来の技術と区分できる要件を記載する。					
【発明の効果】					
・主要なものに限定しない。					
【発明を実施するための最良の形態】					
・発明の実施の仕方を具体的に説明する。 ・装置などについては図面を活用する。					
【実施例】					
・実施の具体例を挙げる。					
【産業上の利用可能性】					
・この発明が生かされる用途を記載する。					

各研究科 支援室	受付年月日	産学連携課 知財担当	受付年月日	知財委員長	決裁年月日	最終処分	認識番号
-------------	-------	---------------	-------	-------	-------	------	------

(1) ライフサイエンス分野

- プロテオミクス、たんぱく質の立体構造や疾患・薬物反応性遺伝子の解明、それらを基礎とした新薬の開発とオーダーメイド医療や機能性食品の開発等の実現に向けたゲノム科学
- 移植・再生医療の高度化のための細胞生物学
- 研究開発成果を実用化する臨床医学・医療技術
- 食料安全保障や豊かな食生活の確保に貢献するバイオテクノロジーや持続的な生産技術等の食料科学・技術
- 脳機能の解明、脳の発達障害や老化の制御、神経関連疾患の克服、脳の原理を利用した情報処理・通信システム開発等の脳科学
- 上記の技術革新を支えるとともに、膨大な遺伝子情報等を解析するための情報通信技術との融合によるバイオインフォマティクス等

(2) 情報通信分野

- ネットワーク上であらゆる活動をストレスなく時間と場所を問わず安全に行うことのできるネットワーク高度化技術
- 社会で流通する膨大な情報を高速に分析・処理し、蓄積し、検索できる高度コンピューティング技術
- 利用者が複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが情報通信社会の恩恵を受けることができるヒューマンインターフェース技術
- 上記を支える共通基盤となるデバイス技術、ソフトウェア技術等

(3) 環境分野

- 資源の投入、廃棄物等の排出を極小化する生産システムの導入、自然循環機能や生物資源の活用等により、資源の有効利用と廃棄物等の発生抑制を行いつつ資源循環を図る循環型社会を実現する技術
- 人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを極小化する技術及び評価・管理する技術
- 人類の生存基盤や自然生態系にかかわる地球変動予測及びその成果を活用した社会経済等への影響評価、温室効果ガスの排出最小化・回収などの地球温暖化対策技術等

(4) ナノテクノロジー・材料分野

- 情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術
- 省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術
- 安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術等

(5) エネルギー分野

- 燃料電池、太陽光発電、バイオマス等の新エネルギー技術、省エネルギー・エネルギー利用高度化技術、核融合技術、次世代の革新的原子力技術、原子力安全技術等が挙げられる。

(6) ものづくり技術分野

- 高精度技術、精密部品加工技術、マイクロマシン等の高付加価値極限技術、環境負荷最小化技術、品質管理・製造現場安全確保技術、先進的ものづくり技術（特に情報通信技術・生物原理に立脚したものづくり革新に資する次世代技術）、医療・福祉機器技術等

(7) 社会基盤分野

- 地震防災科学技術、非常時・防災通信技術等の防災・危機管理関連技術、ITS（高度道路交通システム）等の情報通信技術を利用した社会基盤技術等

(8) フロンティア分野

- 高度情報通信社会に貢献する宇宙開発、新たな有用資源の利用を目指した海洋開発

国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則

平成16年6月10日
法人細則第18号
改正 平成18年法人細則第25号
平成18年法人細則第29号
平成19年法人細則第23号

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号。以下「職務発明規程」という。）第14条の規定に基づき、職務発明に係る知的財産権を発明者に返還する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(契約内容の提示)

- 第2条 学長は、職務発明規程第5条の規定に基づき、届け出のあった発明等に係る知的財産権を国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が承継しないことを決定する場合は、発明者に別記様式第1の職務発明に係る知的財産権の発明者への返還に際する契約書の内容を示し、発明者がこれに同意することを条件としてこれを行うものとする。
- 2 学長は、職務発明規程第7条の規定に基づき、法人が知的財産権の出願等の手続きを行った後に、審査請求を行わないことを決定した場合で、かつ、発明者等が返還を希望した場合は、発明者に別記様式第2の審査請求を行わないことに伴う職務発明に係る知的財産権の発明者への返還に際する契約書の内容を示し、発明者がこれに同意することを条件としてこれを行うものとする。
- 3 前2項の同意は、学長が、別記様式第3の知的財産権返還契約回答書により回答を得ることにより確認するものとする。

(契約の締結)

第3条 学長は、前条第3項の規定により発明者の同意を得た場合は、別記様式第1又は別記様式第2により、速やかに法人と発明者との契約を締結するものとする。

附 則

この法人細則は、平成16年6月10日から施行する。

附 則（平18.7.5法人細則25号）

この法人細則は、平成18年7月5日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則の規定は、同年7月1日から適用する。

附 則（平18.8.25法人細則29号）

この法人細則は、平成18年8月25日から施行する。

附 則（平19.6.13法人細則23号）

この法人細則は、平成19年6月13日から施行する。

職務発明に係る知的財産権の発明者への返還に際する契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と筑波大学職員〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙のなした甲における職務発明に関する知的財産権を甲が乙に返還するにあたって、以下のように約定する。

（知的財産権の確認）

第1条 国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号。以下「職務発明規程」という。）、国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則（平成16年法人細則第18号）及び本契約に定める条件に基づき、甲は、乙に対して、職務発明に係る下記知的財産権（以下「本件知的財産権」という。）を返還するものとする。

記

本件知的財産権：〇〇〇〇

- 甲及び乙は、本件知的財産権が、乙が甲に平成 年 月 日付けで届け出をした職務発明に係る知的財産権であり、かつ甲がこれを承継しない旨乙に平成 年 月 日付け（筑大産知的第 号）で通知したものであることを相互に確認する。
- 特許法第35条第1項等に定める通常実施権又はこれと同等の実施権により、甲は、本契約による知的財産権の返還の後であっても、当該知的財産権にかかる発明等を実施することができるものとする。

（定義）

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 発明等 職務発明規程第2条第2項に規定する発明等をいう。
- 職務発明 職務発明規程第2条第3項に規定する職務発明をいう。
- 発明者 職務発明規程第2条第4項に規定する発明者をいう。

（利益の返還）

第3条 乙は、本契約締結の日の翌日から起算して10年間は、本件知的財産権に係る発明等を第三者に対して実施許諾し、又は譲渡することにより得た対価のうち、その25%を甲に対して支払うものとする。ただし、これらの対価を得るに当たって、乙が直接的かつ合理的な費用を負担している場合には、これを対価から控除して甲への支払額を計算することができるものとする。

- 乙は、第三者に当該発明等に係る知的財産権を譲渡する場合には、これによって、甲の実施が妨げられないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

（利益の報告）

第4条 乙は、前条の対価について、前条第1項に規定する期間は、年1回甲に対して報告する義務を負う。ただし、当該報告が十分でない場合又は追加の情報が必要な場合には、甲は乙に対して、本契約の目的の範囲内で、追加の報告を要求することができるものとする。

（疑義等の解決）

第5条 本契約の履行、解釈に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第6条 本契約の有効期間は、契約締結の日の翌日から起算し10年間とする。

以上の証として、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

契約締結日 平成〇年〇月〇日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号
国立大学法人筑波大学分任契約担当役
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

審査請求を行わないことに伴う職務発明に係る知的財産権の発明者への返還に際する契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と筑波大学職員〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙のなした甲における職務発明に関する知的財産権を甲が乙に返還するにあたって、以下のように約定する。

（知的財産権の確認）

第1条 国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号。以下「職務発明規程」という。）、国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則（平成16年法人細則第18号）及び本契約に定める条件に基づき、甲は、乙に対して、職務発明に係る下記知的財産権（以下「本件知的財産権」という。）を返還するものとする。

記

本件知的財産権：〇〇〇〇（特許出願番号）

- 乙は、甲が前項の本件知的財産権の審査請求を行わない旨乙に平成 年 月 日付け（筑大産知的第 号）で通知したものであることを確認する。
- 特許法第35条第1項等に定める通常実施権又はこれと同等の実施権により、甲は、本契約による知的財産権の返還の後であっても、当該知的財産権にかかる発明等を実施することができるものとする。

（定義）

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 発明等 職務発明規程第2条第2項に規定する発明等をいう。
- 職務発明 職務発明規程第2条第3項に規定する職務発明をいう。
- 発明者 職務発明規程第2条第4項に規定する発明者をいう。

（費用の負担）

第3条 乙は、甲が本件知的財産権の出願等に用いた費用相当分を甲に支払うものとする。

（利益の返還）

第4条 乙は、本契約締結の日の翌日から起算して10年間は、本件知的財産権に係る発明等を第三者に対して実施許諾し、又は譲渡することにより得た対価のうち、その25%を甲に対して支払うものとする。ただし、これらの対価を得るに当たって、乙が直接的かつ合理的な費用を負担している場合には、これを対価から控除して甲への支払額を計算することができるものとする。

- 乙は、第三者に当該発明等に係る知的財産権を譲渡する場合には、これによって、甲の実施が妨げられないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

（利益の報告）

第4条 乙は、前条の対価について、前条第1項に規定する期間は、年1回甲に対して報告する義務を負う。ただし、当該報告が十分でない場合又は追加の情報が必要な場合には、甲は乙に対して、本契約の目的の範囲内で、追加の報告を要求することができるものとする。

（疑義等の解決）

第5条 本契約の履行、解釈に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第6条 本契約の有効期間は、契約締結の日の翌日から起算し10年間とする。

以上の証として、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

契約締結日 平成〇年〇月〇日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号
国立大学法人筑波大学分任契約担当役
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

知的財産権返還契約回答書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

住所

氏名

印

平成 年 月 日付で申し出のあった下記の知的財産権に係る返還契約の締結について（同意します。同意しません。）

記

知的財産権：

特許の出願及び権利登録後の権利維持要否の判断基準並びに手続きについて

1. 特許の国内出願

(1) 基準

本学は、以下のいずれにも該当する発明について発明者から権利承継の上、本学が出願費用を負担することを前提として、予算の範囲内で特許の国内出願を行う。

- ①職務発明であると認定された発明であること。又は職務発明ではないが特許を受ける権利を譲渡された発明であること。
- ②当該発明の産業上有用な技術としての評価が高いこと。
- ③共同発明の場合、本学所属発明者の貢献度が相当程度存在すること。
- ④特許出願時及びその後大学が行う手続きに対して発明者の協力が得られること。

前記基準①に該当するが②～④のいずれかに該当しない発明について、発明者である研究者個人に配分された研究費（寄附金を含む。）をもって出願、登録及び維持に要する経費を支払うことを条件に、本学が発明者から権利を承継することができる。

(2) 手続き

①発明等届出

発明等が生じた場合には当該発明者の所属長は、学長宛てに発明等届出を提出する。（発明等届出は各研究科支援室に提出（支援室の受理日が発明の届出日）され、支援室から研究推進部産学連携課知財管理係へ送付。）

知財管理係は、発明等届出を受領した後、当該届出について判定の国内出願審査表を作成し、発明等届出の写しとともに、産学連携本部長知的財産管理ユニット長、関係教員、技術移転マネージャー及び産学連携コーディネーターに送付する。

②発明等届出の審査

知的財産管理ユニット長、マネージャー等は、発明等届出審査会を開催し（原則として毎週水曜日）、案件毎に検討のうえ、前記基準に照らし、国内出願審査表（別紙1）の内容を確定する。（ただし、緊急の案件については個別に対応する。）

③特許を受ける権利承継の可否の決定

産学連携本部長（代理：産学リエゾン共同研究センター長）は、発明等届出および国内出願審査表を受領した後速やかに最終判定を行う。

知財管理係は、産学連携本部長（代理：産学リエゾン共同研究センター長）から最終判定を受領した後速やかに、判定結果および通知文を起案決裁の後、発明者に対し通知する。（通知文は支援室等へ返送する。）

2. 特許出願審査の請求

(1) 基準

本学は、以下のいずれにも該当する特許出願について、予算の範囲内で特許出願審査の請求を行う。

- ①当該特許発明の産業上有用な技術としての評価が依然として高く陳腐化がみられないこと。
- ②特許法第30条（発明の新規性喪失の例外）適用で出願した場合を除き、特許出願前に発明内容が開示された事実がないこと。
- ③先行技術や類似発明に対する優位性があること。
- ④当該特許発明の実施（ライセンス）の可能性があること。

(2) 手続き

①審査請求候補特許リストの作成

アシスタントコーディネーターは、知財管理係が管理する特許出願記録をもとに、毎月一回、国内特許出願後2年6月を経過した特許出願のリストを作成する。

②独立行政法人科学技術振興機構（JST）特許化支援への依頼

アシスタントコーディネーターは、審査請求候補特許リストを関係資料とともに、毎年度二回（2月当初及び8月当初）、JST知的財産戦略センター特許化支援事務所に送付し、特許調査（特許性、市場性、先行技術等）を

依頼する。

③審査請求の可否の審査

知的財産管理ユニット長、マネージャー等は、発明等届出審査会において、前記リストの特許出願について、JST調査を踏まえかつ前記基準に照らし、審査請求審査表（別紙2）の内容を確定する。

④審査請求の可否の決定

産学連携本部長（代理：産学リエゾン共同研究センター長）は、審査請求審査表を受領した後速やかに最終判定を行う。

知財管理係は、産学連携本部長（代理：産学リエゾン共同研究センター長）から最終判定を受領した後速やかに、判定結果および通知文を起案決裁の後、発明者に対し通知する。（通知文は支援室等へ返送する。）

⑤期日前審査

特許出願後2年6月経過前に、発明者又は弁理士事務所等当該特許の関係者から審査請求の可否判定の申し出があった場合には、期日前に前記③び④の手続きを行う。

3. 特許の外国（日本国以外の国及び地域）出願

（1）基準

本学は、発明者が外国出願を必要との見解をもち、かつJST支援制度への申請に同意する国内特許出願について、JSTによる支援を前提として外国出願を行う。

ただし、本学は、以下のいずれかに該当する国内特許出願について、予算の範囲内でJST支援制度を前提とすることなく外国出願を行う。

- ①国内外の企業等との間で実施契約があり、今後外国での事業展開の可能性があること。
- ②当該特許の外国での実施を希望する企業等が存在すること。
- ③共同特許出願の相手方企業が出願、登録及び維持に要する経費の全額を負担することに同意していること。
- ④その他、当該特許がいわゆる基本特許に位置づけられる特許で、その後の関連特許出願が十分に想定される等本学が権利を取得することに十分な理由があり、技術移転マネージャー、産学連携コーディネーターの強い推薦があること。

（2）手続き

① 外国出願候補発明リストの作成

アシスタントコーディネーターは、毎月一回、知財管理係が管理する特許出願記録をもとに、国内出願した発明又は緊急を要するなどの理由で米国仮出願など第一国出願が外国出願となる発明のうち外国出願を行う候補となる発明のリストを作成する。

②JST特許出願支援制度への申請

外国出願は、JST特許出願支援制度に申請の上行うことを原則とする。

JSTへの申請は、外国出願を行う前であって、優先日の基準となる国内出願の日（特許法第30条（発明の新規性喪失の例外）適用で出願した場合にあってはその発明が公知となった日）から6月以内に行うこととし、知財管理係は、その3月前に発明者に申請の意志を確認する。

また、優先日の基準となる国内出願の日（特許法第30条（発明の新規性喪失の例外）適用で出願した場合にあってはその発明が公知となった日）から2年以内のものについては、指定国移行期限の6月前までにJSTへ申請することとし、知財管理係は、その3月前に発明者に申請の意志を確認する。

③外国出願の可否の審査

知的財産管理ユニット長、マネージャー等は、発明等届出審査会において、前記②によるJST特許出願支援制度へ申請しなかった発明及びJSTへ申請したが採択に至らなかった発明について、発明者の意見を参考にし、かつ前記基準に照らし、外国出願審査表（別紙3）の内容を確定する。

④外国出願の可否の決定

産学連携本部長（代理：産学リエゾン共同研究センター長）は、外国出願審査表を受領した後速やかに最終判定を行う。

知財管理係は、産学連携本部長（代理：産学リエゾン共同研究センター長）から最終判定を受領した後速やかに、判定結果および通知文を起案決裁の後、発明者に対し通知する。（通知文は支援室等へ返送する。）

⑤出願手続

外国出願を行うこととして最終判定された発明は、原則として特許協力条約（PCT）による国際出願を通じて権利化する。

（3）外国出願後特許のフォローアップ手続

アシスタントコーディネーターは、毎月一回、知財管理係が管理する特許出願記録をもとに、以下の分類による外国出願後特許のリストを作成する。

- ①JST特許出願支援制度によりPCT出願後各国移行前の特許
- ②JST特許出願支援制度によりPCT出願後各国移行済みの特許
- ③本学がPCT出願後各国移行前の特許
- ④本学がPCT出願後各国移行済みの特許

産学連携本部は、外国出願後特許のその後の手続きについて、適時適切に対応する。

4. 特許権登録後の権利維持

（1）基準

本学は、以下のいずれにも該当しない特許権については、その後の権利を放棄する。

- ①当該特許権の実施企業等又は近い将来実施を希望する企業等が存在すること。
- ②その他、当該特許権がいわゆる基本特許に位置づけられる権利で、その後の関連特許出願が十分に想定される等、本学が権利を維持することに十分な理由があること。

（2）手続

①特許権リストの作成

アシスタントコーディネーターは、知財管理係が管理する特許出願記録をもとに、毎年度二回（9月当初、3月当初）、特許権登録後、3年、4年、5年、6年、7年、8年及び9年を経過した国内及び外国特許権のリストを作成する。

②特許権維持の可否の審査

知的財産管理ユニット長、マネージャー等は、発明等届出審査会において、前記リストの特許権について、可能な限り発明者の意見を参考にし、かつ前記基準に照らし、特許権維持の可否案を作成する。

なお、特許権登録後9年を経過し、前記基準のいずれにも該当しない特許権はこれを維持しない。

③特許権維持の可否の決定

産学連携本部長（代理：産学リエゾン共同研究センター長）は、前記特許権維持の可否の審査結果をもとに速やかに最終判定を行う。

知財管理係は、産学連携本部長（代理：産学リエゾン共同研究センター長）から最終判定を受領した後速やかに、判定結果を起案決裁の後、可能な限り発明者に対し通知する。

5. 備考

知的財産管理ユニット長は、四半期ごとに、当該年度の国内出願及び外国出願並びに特許権維持費用等の執行状況を把握する。

※別紙1～3は添付を省略。

各博士課程研究科長
各学群長
各センター長
各本部部長
各支援室長

殿

産学連携本部長
副学長（研究担当）
赤平 昌文
（公印省略）

職務発明の学内での発表時における留意点について（通知）

我が国の特許制度においては、特許出願より前に公開された発明については原則として特許を受けることができません。他方、大学においては、教員と学生との共同発明について、出願前に学内の研究集会等で発表することが必要な場合が生じることがあります。その結果、大学からの特許出願において、特許の内容が学内での研究・教育活動により公知とされ特許として認められないという事態が発生することがあります。

これについての留意事項を下記のとおり示しますので、各部局内関係者に対し周知願います。

記

1. 卒業論文発表会や学内のセミナー等であっても、発明内容を含む発表をする場合は、事前に発明届出を提出し、出願を行うことを原則とする。
2. 学内の卒業論文・修士論文発表会等における発表については発明の新規性喪失の例外規定（特許法（昭和34年法律第121号）第30条）の適用を受けることが可能であるが、そのためには、この発表会等が大学の主催であることを必要とする。明確にするために、発表会等のプログラム等に大学が主催であることを表記する。
（例）
筑波大学 ○○論文発表会
平成○年度 ○○研究科 ○○発表会プログラム
3. 一方、授業やセミナー等は新規性喪失の例外規定の適用を受けられない可能性が高いため、知的財産管理の観点からは、参加者に守秘義務を課すことが必要となる。
授業やセミナー等における参加者（多くは学生）に対する守秘義務の現実的な課し方は以下の対応が考えられる。
①秘密を保持したい配布資料に「秘」、「取扱注意」、「confidential」等の表示を行う（可能なら期間も明記。）
②授業やセミナー等における発表内容や資料に秘密にすべき事項が含まれている可能性があることを初回の授業等で事前にガイダンスする。

ただし、上記の対応は守秘義務契約として厳密に法的保護がなされない恐れがある。そのため、厳正を期したい場合には、各担当教員の指導上の判断のもとで、別紙1により、参加者に守秘義務を課すことが望ましい。その場合の守秘義務期間は原則として1か月程度とし、その間に特許出願を行うため速やかに発明届出を提出することが望まれる。

なお、このような契約書や誓約書の形式によって学生に守秘義務を課すことは、大学や研究者の知的財産権を守るためには有効であるが、教育上は慎重な考慮を要する。したがって、現状では一律にルール化することは適切ではなく、各担当教員の指導上の判断に委ねるのが適切と考えられる。

以上

2. 知財の実施に関する学内ルール

国立大学法人筑波大学研究ライセンス取扱規程

法人規程第45号
平成20年7月17日
改正 平成21年法人規程第34号

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第10条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）が保有する知的財産権に係る研究ライセンスに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人、公立の試験研究機関その他これらに類する研究機関等をいう。
- (2) 非営利研究 大学等において行われる非営利目的のための研究をいう。
- (3) 研究ライセンス 非営利研究のための本学が保有する知的財産権に係る非排他的な実施許諾をいう。

(研究ライセンス供与の原則)

第3条 本学の保有する知的財産権に関して、他の大学等から研究ライセンスを求められた場合は、原則として、研究ライセンスを供与するものとする。

(供与の申込み)

第4条 他の大学等が、研究ライセンスの供与を受けようとするときは、別記様式第1の研究ライセンス供与申込書により、学長に申し込むものとする。

(供与の承諾)

第5条 学長は、研究ライセンス供与の適否について、産学連携本部（産学連携本部規程（平成21年法人規程第31号）第1条に規定するものをいう。）の審査結果に基づき、決定を行うものとする。

2 学長は、前項の規定により、研究ライセンスの供与を承諾する旨の決定をしたときは、別記様式第2の研究ライセンス供与承諾書により、他の大学等に通知するものとする。

(迅速処理の原則)

第6条 前条に規定する研究ライセンスの供与に当たっては、他の大学等における非営利研究の円滑な実施が可能となるよう、できる限り速やかに、所要の進めるものとする。

(手続の簡素化)

第7条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、他の大学等と国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の間での事前の取決めに基づき、当該知的財産権の創出者と使用者の間の研究ライセンス供与の申込みと承諾により、当該他の大学等の長と学長の間での申込みと承諾に代えることができるものとする。この場合の研究ライセンス供与申込書と研究ライセンス供与承諾書については、当該他の大学等の長と学長を知的財産権の創出者又は使用者と読み替えて、別記様式第1及び別記様式第2を準用するものとする。

(学長への報告)

第8条 本学の保有する知的財産権に関して、本学の職員が前条の規定に基づく研究ライセンス供与の承諾を行った場合は、翌年度の4月末日までに前年度の分を取りまとめ、別記様式第3により、所属長を経て学長に報告するものとする。

(研究ライセンスの対価)

第9条 研究ライセンスの対価については、無償とする。ただし、当該知的財産権の対象である有体物の作製・提供等に費用を要した場合は、当該費用の範囲内において対価の支払を求めることができるものとする。

(研究成果の公表)

第10条 本学から供与された研究ライセンスにより非営利研究を行う者が、後続する研究開発により成果を得たときは、その成果の公表を自由に行うことができる。ただし、本学が第三者との契約により、公表に関して制約を受ける義務を負っている場合は、この限りでない。

(非営利目的以外の研究への準用)

第11条 他の大学等における非営利目的の研究以外の場合においても、その研究が人類の福祉の増進など公共の目的に資するものであると認められる場合は、研究ライセンスを供与することができるものとする。

2 前項の手続は、第3条から前条までの規定を準用する。

(法人細則への委任)

第12条 この法人規程に定めるもののほか、研究ライセンスの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成20年7月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平21.5.28法人規程34号)

この法人規程は、平成21年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学研究ライセンス取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

研究ライセンス供与申込書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

住 所

機関名

代表者

印

貴学保有に係る下記の知的財産権について、当方所属の下記の者が、下記記載の非営利目的の研究において使用したいので、研究ライセンスの供与を申し込みます。

記

1. 知的財産権

（名称）

（特許関連番号等）

2. 使用者

（所属）

（氏名）

（使用目的）

研究ライセンス供与承諾書

平成 年 月 日

住 所

機関名

代表者

殿

国立大学法人筑波大学長

印

平成 年 月 日付けで申込みのあった、下記知的財産権に係る研究ライセンスの供与に関して、下記の条件により、使用を承諾します。

記

1. 知的財産権

（名称）

（特許関連番号その他）

2. 使用者

（所属）

（氏名）

（使用目的）

3. 使用条件

- （1）本件知的財産権の使用の対価は、無償とする。ただし、当該知的財産権の対象である有体物の作製・提供等に費用を要した場合は、当該費用の範囲内において対価の支払を求めることがあるものとする。
- （2）本学から供与された研究ライセンスにより研究を行う者が後続する研究開発により成果を得たときは、その成果の公表については、自由に行うことができるものとする。ただし、本学から別途指示した場合は、この限りでない。
- （3）その他本件知的財産権の使用に関して、本学から別途指示した場合は、その指示に従うものとする。

別記様式第3（第8条関係）

研究ライセンス供与報告書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

所属研究科・専攻・氏名

印

研究ライセンスを以下のとおり供与しましたので、報告します。

期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

年月日	知的財産権の名称 (特許関連番号その他)	提供先の機関・ 研究者の名称	理由他

国立大学法人筑波大学リサーチツール特許取扱規程

法人規程第46号
平成20年7月17日
改正 平成21年法人規程第35号

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第10条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）が保有するリサーチツール特許の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リサーチツール特許 ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許（出願中を含む。）をいう。
- (2) 企業等 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び有限責任事業組合等の営利目的の団体をいう。
- (3) 研究ライセンス供与 企業等における研究のための本学の保有するリサーチツール特許に係る非排他的な実施許諾をいう。
- (4) 研究段階 企業等において行われる基礎研究又は事業化段階に入る前の研究をいう。
- (5) 事業戦略上の支障がある場合 研究ライセンス供与の対象となる特許に係るリサーチツール特許を商品として販売するための事業計画がある場合、リサーチツール特許を使用して研究開発を進める間、当該研究領域では独占的に使用しなければ他者の参入により商品の事業化が困難になる場合又は本学が共同研究や本学発ベンチャー等を通じて事業化する場合などをいう。

(研究ライセンス供与の原則)

第3条 本学の保有するリサーチツール特許に関して、企業等から研究段階において特許を使用するための研究ライセンス供与を求められた場合は、事業戦略上の支障がある場合を除き、原則として、研究ライセンス供与を行うものとする。

(供与の申込み)

第4条 企業等が、研究ライセンス供与を受けようとするときは、研究試料の提供を伴う場合には別記様式第1の研究ライセンス供与申込書、研究試料の提供を伴わない場合には別記様式第2の研究ライセンス供与申込書により、学長に申し込むものとする。

(供与の承諾)

第5条 学長は、研究ライセンス供与の適否について、産学連携本部（産学連携本部規程（平成21年法人規程第31号）第1条に規定するものをいう。）の審査結果に基づき、決定を行うものとする。
2 学長は、前項の規定により、研究ライセンス供与を承諾する旨の決定をしたときは、研究試料の提供を伴う場合には別記様式第3の研究ツール特許に関する研究ライセンス供与契約書、研究試料の提供を伴わない場合には別記様式第4の研究ツール特許に関する研究ライセンス供与契約書により、企業等との間で契約を締結するものとする。

(迅速処理の原則)

第6条 前条に規定する研究ライセンス供与に当たっては、企業等におけるライフサイエンス分野の研究の円滑な実施が可能となるよう、できる限り速やかに、所要の手続を進めるものとする。

(研究ライセンスの対価)

第7条 研究ライセンスの対価については、原則として無償とする。ただし、別に定めのある場合又は知的財産権の対象である有体物の作製、提供等に費用を要した場合は、この限りでない。

(雑則)

第8条 この法人規程に定めるもののほか、リサーチツール特許の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成20年7月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平21.5.28法人規程35号）

この法人規程は、平成21年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学リサーチツール特許取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

別記様式第1（研究試料の提供を伴う場合）（第4条関係）

リサーチツール特許に関する研究ライセンス供与申込書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

住 所

企業等名

責任者氏名

印

貴学保有に係る下記の知的財産権及び研究試料について、当方において、以下の研究目的のために使用したいので、研究ライセンス供与を申し込みます。

記

1 知的財産権

(名称)

(特許関連番号等)

2 研究試料

(名称)

(担当研究者氏名)

3 研究目的

別記様式第2（研究試料の提供を伴わない場合）（第4条関係）

リサーチツール特許に関する研究ライセンス供与申込書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

住 所

企業等名

責任者氏名

印

貴学保有に係る下記の知的財産権について、当方において、以下の研究目的のために使用したいので、研究ライセンス供与を申し込みます。

記

1 知的財産権

(名称)

(特許関連番号等)

2 研究目的

リサーチツール特許に関する研究ライセンス供与契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲の所有に係る以下の特許の乙に対する研究ライセンス供与に関し、次のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本リサーチツール特許 甲の所有する以下の特許（特許出願中のものを含む。）をいう。

特許出願（公開・登録）番号：

発明の名称：

(2) 本研究試料 本リサーチツール特許に関連する研究試料で以下のものをいい、その詳細は別紙において定める。

名称：

担当研究者名：

(3) 本技術情報 本リサーチツール特許及び本研究試料に関する一切の技術情報をいう。

（研究ライセンス供与）

第2条 甲は乙に対し、本リサーチツール特許に関して、次条に規定する使用目的の範囲内で使用させるために、非排他的な研究ライセンス（非排他的通常実施権）及び本研究資料を供与するものとする。

2（無償の場合）本研究ライセンス供与は、無償とする。ただし、本研究試料の製作、搬送等の費用として、乙は甲に対して、_____円を支払うものとする。支払方法については、甲が乙に対し、別途指示する。

（有償の場合）本研究ライセンス供与の対価は、_____円とする。支払方法については、甲が乙に対し、別途指示する。

（使用目的）

第3条 乙は、本リサーチツール特許及び本研究試料を、基礎研究又は事業化段階に入る前の研究で、かつ、非臨床目的の研究のためにのみ使用するものとする。

2 乙は、甲の事前の文書による承諾がなければ、本リサーチツール特許を第三者に譲渡又は実施許諾してはならない。

3 乙は、甲の事前の文書による承諾がなければ、本研究試料（本研究試料から得られた研究試料又は本研究試料に変更を加えることによって得られ、かつ本研究試料の主要な要素を備えた研究試料を含む。）を第三者に提供してはならない。

（秘密保持）

第4条 乙は、甲の事前の文書による承諾のない限り、本契約に基づき甲から開示された又は本リサーチツール若しくは本研究資料を使用した研究の過程で知り得た本技術情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

(1) 乙が開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報

(2) 乙が開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

(3) 乙が開示を受け又は知得した後、乙の責めによらずに公知となった情報

(4) 乙が正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

(5) 乙が甲から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

(6) 法令により開示することが義務づけられた情報

（非保証）

第5条 本リサーチツール特許及び本研究試料については、研究開発の際に生み出された実験的性質又は研究的性質を有するものであり、甲は、乙に対して、明示又は黙示を問わず一切の保証をしないものとする。また、甲は、乙の本リサーチツール特許及び本研究試料の使用又は保有によって発生したいかなる結果についても一切の責任を持たず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）も負わないものとする。

（誠実義務）

第6条 本契約に定めのない事項が生じたとき又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

（合意管轄）

第7条 本契約から発生する一切の紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙署名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号
国立大学法人筑波大学分任契約担当役
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
企業等名
責任者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

別記様式第4（研究試料の提供を伴わない場合）（第5条関係）

リサーチツール特許に関する研究ライセンス供与契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲の所有に係る以下の特許の乙に対する研究ライセンス供与に関し、次のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本リサーチツール特許 甲の所有する以下の特許（特許出願中のものを含む。）をいう。

特許出願（公開・登録）番号：

発明の名称：

(2) 本技術情報 本リサーチツール特許に関する一切の技術情報をいう。

（研究ライセンス供与）

第2条 甲は乙に対し、本リサーチツール特許に関して、次条に規定する使用目的の範囲内で使用させるために、非排他的な研究ライセンス（非排他的通常実施権）を供与するものとする。

2（無償の場合）本研究ライセンス供与は、無償とする。

（有償の場合）本研究ライセンス供与の対価は、_____円とする。支払方法については、甲が乙に対し、別途指示する。

（使用目的）

第3条 乙は、本リサーチツール特許を、基礎研究又は事業化段階に入る前の研究で、かつ、非臨床目的の研究のためにのみ使用するものとする。

2 乙は、甲の事前の文書による承諾がなければ、本リサーチツール特許を第三者に譲渡又は実施許諾してはならない。

（秘密保持）

第4条 乙は、甲の事前の文書による承諾のない限り、本契約に基づき甲から開示された又は本リサーチツールを使用した研究の過程で知り得た本技術情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

(1) 乙が開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報

(2) 乙が開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

(3) 乙が開示を受け又は知得した後、乙の責めによらずに公知となった情報

(4) 乙が正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

(5) 乙が甲から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

(6) 法令により開示することが義務づけられた情報

（非保証）

第5条 本リサーチツール特許については、研究開発の際に生み出された実験的性質又は研究的性質を有するものであり、甲は、乙に対して、明示又は黙示を問わず一切の保証をしないものとする。また、甲は、乙の本リサーチツール特許の使用によって発生したいかなる結果についても一切の責任を持たず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）も負わないものとする。

（誠実義務）

第6条 本契約に定めのない事項が生じたとき又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

（合意管轄）

第7条 本契約から発生する一切の紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙署名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号
国立大学法人筑波大学分任契約担当役
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
企業等名
責任者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

3. 学内組織に関するルール

産学連携本部規程

平成21年5月25日
法人規程第31号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 本部長等（第4条－第8条）
- 第3章 産学連携本部運営委員会（第9条－第14条）
- 第4章 産学連携・知的財産連絡調整会議（第15条－第20条）
- 第5章 ユニット（第21条・第22条）
- 第6章 雑則（第23条・第24条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項並びに国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第3条第1項及び国立大学法人筑波大学利益相反規則（平成17年法人規則第50号。以下「利益相反規則」という。）第3条第1項に規定する特別な組織として設置する産学連携本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本部の目的）

第2条 本部は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における知的財産及び利益相反に関する業務を一体的に行うとともに、産学連携を推進するための諸活動を行い、もって法人の社会貢献を推進することを目的とする。

（本部の業務）

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法人における知的財産及び産学連携に関する基本的な方針の企画及び立案
- (2) 法人における知的財産権の実施、譲渡等に関すること。
- (3) 産学連携の推進に係る企業その他の外部の機関（以下「企業等」という。）との連絡調整
- (4) 法人と企業等との産学連携に係る契約に関すること。
- (5) 職員等（法人の役員及び職員をいう。以下この号において同じ。）及び学生の起業に関する支援並びに職員等及び学生が起業した企業の支援に関すること。
- (6) 産学官連携に係る利益相反に関すること。
- (7) 前各号に関する調査及び研究並びに人材育成の支援に関すること。
- (8) 知的財産及び産学連携に関する他の研究機関への支援に関すること。
- (9) その他知的財産、産学連携及び社会貢献の推進に関し必要な事項

第2章 本部長等

（本部長）

第4条 本部に、本部長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。
2 本部長は、本部の業務を総括する。

（本部長代理）

第5条 本部に、本部長代理を置き、産学リエゾン共同研究センター長をもって充てる。
2 本部長代理は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

（副本部長）

第6条 本部に、副本部長を置き、研究推進部長をもって充てる。
2 副本部長は、本部長及び本部長代理を助け、及び本部長の命を受け、特定の業務を総括整理する。

（本部員）

第7条 本部に、本部の運営その他の業務を行うため、本部員を置く。
2 本部員は、職員のうちから学長が本部長の意見を聴いて指名する。

(本部連絡員)

第8条 本部と博士課程の研究科との円滑な連絡調整を図るため、その窓口として、博士課程の研究科ごとに本部連絡員1人を置く。

- 2 本部連絡員は、博士課程の研究科に所属する大学教員のうちから、当該研究科長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 3 本部連絡員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 補欠の本部連絡員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項の本部連絡員は、再任されることができる。

第3章 産学連携本部運営委員会

(産学連携本部運営委員会)

第9条 本部に、本部の管理運営に関する事項を協議するため、産学連携本部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(任務)

第10条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本部の組織に関すること。
- (2) 本部の事業計画に関すること。
- (3) 本部の予算に関すること。
- (4) 本部の事業に関する制度設計に関すること。
- (5) その他第12条に規定する運営委員会の委員長が必要と認める事項

(組織)

第11条 運営委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 本部長代理
- (3) 副本部長
- (4) 第24条第1項に規定するユニット長
- (5) その他本部員のうちから本部長が指名する者 若干人

(委員長等)

第12条 運営委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、前条第2号の委員がその職務を代行する。

(任期)

第13条 第11条第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第14条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第4章 産学連携・知的財産連絡調整会議

(産学連携・知的財産連絡調整会議)

第15条 本部に、博士課程の研究科と本部との産学連携及び知的財産に係る情報交換及び連絡調整を行うため、産学連携・知的財産連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

(任務)

第16条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について、情報交換及び連絡調整を行う。

- (1) 産学官連携に関すること。
- (2) 知的財産に関すること。
- (3) 人材育成の支援に関すること。
- (4) その他第18条に規定する連絡調整会議の議長が必要と認める事項

(組織)

第17条 連絡調整会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 本部長代理
- (3) 副本部長
- (4) 本部連絡員
- (5) 総務部長
- (6) 財務部長
- (7) 教育推進部長
- (8) 企画室長
- (9) その他職員のうちから本部長の推薦に基づき学長が指名する者 若干人

(議長)

第18条 連絡調整会議に議長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

- 2 議長は、連絡調整会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、前条第3号の者がその職務を代行する。

(任期)

第19条 第17条第9号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の構成員は、再任されることができる。

(構成員以外の出席)

第20条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5章 ユニット

(ユニット)

第21条 本部に、その業務を処理するため、次に掲げるユニットを置く。

- (1) 企画・調査ユニット
- (2) 知的財産管理ユニット
- (3) TLOユニット
- (4) リエゾンユニット
- (5) ベンチャー支援ユニット
- (6) 利益相反ユニット
- (7) 総務ユニット

2 前項のユニットの所掌する業務は、本部長が別に定める。

(ユニット長)

第22条 ユニットに、ユニット長を置く。

- 2 ユニット長は、本部長の命を受け、所掌業務を処理する。
- 3 ユニット長は、本部員のうちから本部長が指名する。

第6章 雑則

(特定の事項を担当する者)

第23条 本部に、業務の遂行上特に必要がある場合には、特定の事項を担当する者を置くことができる。

2 前項の特定の事項を担当する者は、外部の有識者のうちから学長が本部長の意見を聴いて委嘱する。

(雑則)

第24条 この法人規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成21年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人筑波大学知的財産統括本部規程（平成16年法人規程第33号）及び国立大学法人筑波大学知的財産統括本部に関する法人細則（平成16年法人細則第13号）は、廃止する。

4. その他

平成21年2月9日
知的財産統括本部長裁定
改正 平成21年4月1日
産学連携本部長裁定

国立大学法人筑波大学秘密保持に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）が企業等外部の機関（以下「企業等」という。）との事業化の検討、共同研究若しくは受託研究又はこれらの研究の可能性の検討等（以下「研究等」という。）を行うに当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た情報、又は研究の遂行中に発生し、かつ、相手方と秘密にすることで合意した情報、又は研究等の業務を行うに当たり既に本学が保有していた関連情報に関して、本学の職員等が従うべき基本的な事項を定めることにより、本学の秘密情報の保護を図り、かつ相手方の秘密情報の侵害を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則による用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1)「研究担当者」とは、共同研究契約又は受託研究契約（以下「共同研究契約等」という。）に基づき、当該研究に従事する本学の職員をいう。
- (2)「研究協力者」とは、研究担当者以外の者であって、企業等の相手方の同意を得た上で研究に参加・協力する本学の職員及び学生等をいう。
- (3)「知的財産管理に携わる学内部局職員」とは、知的財産管理の実務に従事する産学連携本部、研究推進部、研究支援室等の職員をいう。
- (4)「研究代表者」とは、研究担当者のうち、共同研究契約等における本学の研究代表者及びその他の守秘義務を伴う研究における本学の実務上の研究責任者をいう。

(適用範囲)

第3条 この指針は、締結した契約によって実施される研究の業務遂行上、秘密情報の開示が必要な研究担当者、研究協力者及び知的財産管理に携わる学内部局職員に適用する。

(秘密情報)

第4条 秘密情報とは、契約書に基づいて実施される研究の遂行に当たり、本学又は企業等がそれぞれ相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た情報、又は研究の遂行中に発生し、かつ、相手方と秘密にすることで合意した情報であって、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活用に有用なものをいう。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- (7) 法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報

(秘密情報管理責任)

第5条 研究代表者は、秘密情報管理の直接的責任を負うものとし、契約完了後又は契約中止後も、当該契約書に明記される秘密保持義務の有効期間中、秘密漏洩防止につき必要な措置を講ずるとともに、秘密管理の徹底に努めなければならない。

2 秘密情報管理責任者である研究代表者は、秘密情報管理に疑義が生じた場合、所属長を經由して速やかに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告に基づいて、産学連携本部長をもって問題解決に当たらせることができる。

(秘密情報の管理)

第6条 秘密情報については、秘密漏洩及び相手方の秘密情報の侵害がないよう管理の徹底に努めなければならない。

(秘密情報の学内への開示)

第7条 秘密情報の開示は、当該研究業務上必要な研究担当者、研究協力者及び知的財産管理に携わる学内部局職員の範囲とする。

2 研究代表者は、秘密情報管理責任者として、秘密情報を開示した研究担当者、研究協力者に対し秘密保持を徹底するものとする。

3 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理に携わる学内部局職員は、当該秘密情報を秘匿しなければならない。

4 研究代表者は、研究協力者に対して、誓約書の提出を求めることができる。この場合において、研究代表者は、様式例3を参考とするものとする。

(秘密情報の学外への開示)

第8条 研究代表者は、秘密情報を学外へ開示しようとするときは、契約の相手方の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得た場合は、当該開示先に対し、当該許可内容に基づく守秘義務を課すものとする。

(異動又は退職後等の守秘義務)

第9条 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び秘密情報を知り得た知的財産管理に携わる学内部局職員は、異動、退職後又は卒業後、在職又は在学中に知り得た秘密情報を当該共同研究契約で定める秘密保持義務の有効期間中、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 研究代表者は、秘密情報の開示を受けた研究協力者の卒業に当たって、秘密保持契約の締結又は誓約書の提出を求めることができる。

(秘密保持契約の名義人)

第10条 本学が研究等の業務を行うに当たって、企業等と締結する秘密保持契約の名義人は、原則として研究代表者とする。研究代表者は、本学のために本学を代表して、企業等と秘密保持契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、企業等から特に本学の組織を代表する者を秘密保持契約の名義人とするよう希望があった場合は、研究代表者が所属する研究科の長等所属長を当該名義人とするすることができる。

3 前2項の場合において、その事務処理は各研究科等支援室が当たるものとする。この場合において、各研究科支援室は、様式例1及び2を標準とし、これらの様式例によりがたい特別の事情があるときは、研究推進部産学連携課に協議するものとする。

附 則

この指針は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年6月26日から施行し、改正後の国立大学法人秘密保持に関する指針の規定は、同年4月1日から適用する。

秘密保持契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と国立大学法人筑波大学（以下「乙」という。）とは、乙の保有する技術（ノウハウを含む。）に関して、甲が事業化のための検討を進めるに当たり、乙から甲に開示又は提供する秘密情報の取扱いについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（検討）

第1条 甲は、乙から情報の開示又は提供を受けたときは、事業化の検討（以下「本件検討」という。）を本契約締結の日の翌日から3か月以内に行うものとする。

（情報の開示）

第2条 乙は、甲に対し本契約締結の後速やかに本件検討に必要なかつ有益と考える情報を提供するものとする。

2 乙は、本契約に基づいて秘密保持の対象とする情報（以下「秘密情報」という。）を甲に開示又は提供する（試作品を介して提供される場合も含む。）ときは、あらかじめ甲乙間で別段の定めをした場合を除き、その秘密情報については、秘密である旨を明示するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲は、本契約に基づき乙から提供される秘密情報が相手方の保有する価値ある財産であり秘密性を有するものであることを認識し、本契約の有効期間中及び期間満了後3年間、本契約に基づき乙から開示された秘密情報について、乙の事前の書面による承認を得た場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- 一 乙から知得する以前に既に自ら所有していたことを書面により証明できるもの
- 二 乙から知得する以前に既に公知となっていたもの
- 三 乙から知得した後に自らの責に帰することのできない事由により公知となったもの
- 四 正当な権原を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに正当に取得したもの
- 五 法律、政令、省令等に基づく、裁判所、関係監督官庁の要請又は指示により、開示がなされるもの

（情報の使用の制限）

第4条 甲は本契約によって乙から開示又は提供される秘密情報を本件検討の目的にのみ使用するものとし、乙の事前の書面による承認を得た場合を除き、他の目的に使用しないものとする。

- 2 甲は、本契約に基づき乙から開示又は提供される秘密情報については、乙の事前の書面による承認を得た場合を除き、複写、写真撮影、その他あらゆる態様での複製を行わないものとする。
- 3 甲は、本契約に基づきなされる乙からの秘密情報の開示又は提供が、乙からのいかなる法的権原、権益の設定、移転又は譲渡をするものではなく、また、将来における設定、移転又は譲渡を約するものではないことに同意する。

（有効期間）

第5条 本契約の有効期間は、別段の定めがある場合を除き、締結の日から平成〇年〇月〇日までとする。

- 2 甲は、本契約に基づき乙から取得した秘密情報及びその複製（複写、写真撮影、その他の複製物を含む。）を、別段の定めをした場合を除き、取得したときから3か月経過後速やかに乙と協議の上処分するものとする。

（協議）

第6条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の定めにて疑義が生じた場合については、双方誠意を持って協議解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成〇年〇月〇日

甲 住所
株式会社 〇〇〇〇
〇 〇 〇 〇

乙 住所 つくば市天王台1-1-1
国立大学法人筑波大学
〇〇〇〇研究科
職名 〇〇
氏名 〇 〇 〇 〇

秘密保持契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と国立大学法人筑波大学（以下「乙」という。）とは、甲及び乙による共同研究契約等の実施の可能性について検討を進めるに当たり、相互に提供する情報の取扱いについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（検討）

第1条 甲及び乙は、相手方から提供される情報に基づき、共同研究契約等実施の可能性についての検討（以下「本件検討」という。）を本契約締結の日の翌日から3か月以内に行うものとする。

（情報の開示）

第2条 甲及び乙は、相手方に対し本契約締結の後速やかに本件検討に必要なかつ有益と考える情報を提供するものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報のうち秘密保持の対象とする情報（以下「秘密情報」という。）を相手方に開示及び提供する（試作品を介して提供される場合も含む。）ときは、あらかじめ甲乙間で別段の定めをした場合を除き、その秘密情報については、秘密である旨を明示するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供される秘密情報並びに、本契約の内容及び存在が相手方の保有する価値ある財産であり秘密性を有するものであることを認識し、本契約に基づき相手方から提供された秘密情報について、相手方の事前の書面による承認を得た場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- 一 相手方から提供される以前に既に自ら所有していたことを書面により証明できるもの
- 二 相手方から提供される以前に既に公知となっていたもの
- 三 相手方から提供された後に自らの責に帰することのできない事由により公知となったもの
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに正当に取得したもの
- 五 法律、政令、省令等に基づく、裁判所、関係監督官庁の要請又は指示により、開示がなされるもの

（情報の使用の制限）

第4条 甲及び乙は本契約によって相手方から開示又は提供される秘密情報を本件検討の目的にのみ使用するものとし、相手方の事前の書面による承認を得た場合を除き、他の目的に使用しないものとする。

2 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供される秘密情報については、相手方の事前の書面による承認を得た場合を除き、複写、写真撮影、その他あらゆる態様での複製を行わないものとする。

3 甲及び乙は、本契約に基づきなされる相手方からの秘密情報の提供が、相手方からのいかなる法的権限、権益の設定、移転又は譲渡をするものではなく、また、将来における当該設定、移転又は譲渡を約するものではないことに合意する。

4 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供された秘密情報及びその複製（複写、写真撮影、その他の複製物を含む。）を別段の定めをした場合を除き、本契約終了後速やかに相手方と協議の上処分するものとする。

（有効期間）

第5条 本契約は、別段の定めがある場合を除き、締結の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、本件検討の結果、本契約の有効期間中に共同研究契約等の可否が甲乙間の協議により決定されたときに本契約は終了する。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条及び第4条の規定は有効期間終了後もなお3年間効力を有する。

（協議）

第6条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の定めにて疑義が生じた場合については、双方誠意を持って協議解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成〇年〇月〇日

甲 住所
株式会社 〇〇〇〇
○ ○ ○ ○

乙 住所 つくば市天王台1-1-1
国立大学法人筑波大学
〇〇〇〇研究科
職名 ○○
氏名 ○ ○ ○ ○

様式例3（雇用契約のない大学院生等の場合）

誓約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇が平成〇〇年〇〇月〇〇日に契約した共同研究（研究題目「〇〇〇〇」（以下「本研究」という。））において、本研究に学生が参加するに当たり、研究代表者（指導教員）及び学生は下記内容について確認し、それぞれの履行義務について遵守することを誓約します。

1. 本研究の研究協力者として学生が参加することは、教育上有意義であり、学生は、自己の意思と責任で、本研究に参加すること。
2. 学生は、本研究の契約内容を理解し、本研究の契約書に定める甲の研究協力者として本研究に参加すること。
3. 学生は、本研究の契約書で秘密を保持する旨が規定された秘密情報、ノウハウを、秘密保持期間内、適切に管理し、第三者へ漏洩しないこと。
4. 学生は、前項の秘密情報、ノウハウについて、卒業等により身分に変更があった場合においても第三者へ漏洩しないこと。
5. 学生は、本研究の研究成果として発明等の知的財産を創出し、甲が当該知的財産を承継することを決定した場合には、当該知的財産を甲に譲渡すること。なお、譲渡後に当該知的財産の活用により甲に収入が有った場合、甲は、国立大学法人筑波大学職務発明規程に基づく対価の配分を当該学生に行う。

上記の事項について、承諾の上本研究に参加します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇研究科長 殿

研究代表者（指導教員）

職名 〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇

学生

所属 〇〇〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇

各種相談連絡先

平成22年2月現在

職名	氏名	担当分野	内線（外線）
技術移転マネージャー	柿本茂八	医学・医療、バイオ、環境、その他	5916
	根本揚水	化学、物質材料、環境、バイオ、その他	5918
	太田 司	情報処理、機械	5917
ビジネス・インキュベーション・マネージャー	池田勝幸	全領域で起業・事業化の支援	5389
産学官連携コーディネーター	平林久明	全領域で産学官連携等の支援	2913

アシスタント・コーディネーター連絡先

氏名	担当分野	内線（外線）
窪田道夫	全領域で起業・事業化の支援、財務・会計、国際金融、医療政策、人文社会、中国経済・社会	5915
原田 隆	産学・地域・国際連携の支援	5914
細田 牧	産学・地域・国際連携の支援	7281

弁理士による技術相談会

弁理士	対応分野
高田幸彦	機械／電気／コンピュータ制御／ソフトウェア等
渡邊 薫	生化学／環境科学／有機化学
光田 敦	機械／熱機関／土木建築／半導体／電気材料／コンピュータハード／ソフトウェア／電子回路等

弁理士による相談は随時実施いたします。



「筑波大学における知的財産権の取扱い」第三版

平成16年10月 第一版

平成18年11月 第二版

平成22年 2月 第三版

筑波大学産学連携本部

(問合せ先)

筑波大学研究推進部産学連携課

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

電話 029-853-2907、2908

FAX 029-853-6565

E-mail: chizai@ilc.tsukuba.ac.jp

発行責任者 赤平昌文（産学連携本部長／研究担当副学長）

<http://www.tsukuba.ac.jp/>

February, 2010
Industry Relations and Technology Transfer Office
University of Tsukuba

